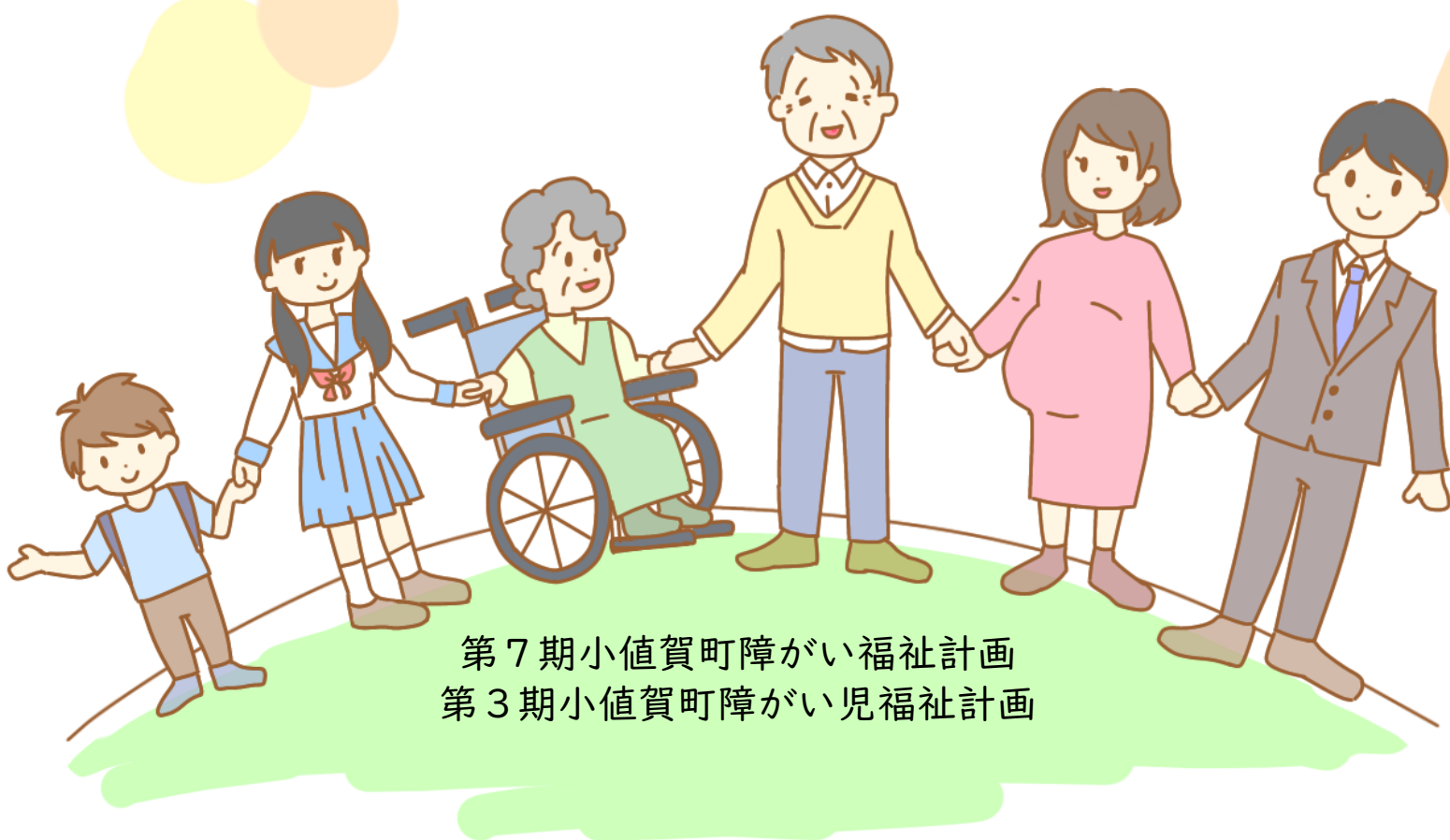


障がい者とともに生きる町づくり
障がい者も誰もが共に地域で支え合う



第7期小値賀町障がい福祉計画
第3期小値賀町障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定及び推進体制.....	3
5. 策定スケジュール.....	4
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	5
1. 人口の推移.....	5
2. 手帳所有者数の推移.....	6
3. アンケート調査結果からみる障がい者のニーズ.....	10
第3章 計画の基本理念等についての考え方	25
1. 基本理念.....	25
2. 計画の基本的な視点.....	26
3. 重点施策.....	28
第4章 前期計画の成果目標の評価	29
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	29
2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	29
3. 福祉施設から一般就労への移行等.....	30
4. 障がい児支援体制の整備.....	31
5. 地域包括ケアシステムの充実.....	32
第5章 今期計画の成果目標の設定	33
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	33
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	34
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	34
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	35
5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	36
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	37
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	38
第6章 障がい福祉サービス等の見込み量	39
1. 指定障がい福祉サービスの見込み量.....	39
第7章 小値賀町独自の施策の展開	67
第8章 計画推進に向けて	68
1. PDCAサイクルによる評価と見直し.....	68
第9章 資料編	69
1. 小値賀町障害者自立支援協議会設置要綱.....	69
2. 小値賀町障害者自立支援協議会委員名簿.....	71
3. 用語集.....	72

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障がい」と表記しています。但し、法律や制度、固有名詞等はそれらにあわせた表記としています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

障がい福祉施策は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」により大きく前進し、その後、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」、昭和58年～平成4年までの「国連・障害者の十年」や「アジア太平洋障害者の十年」などを経て、障がい福祉施策に対する充実が世界的な流れとなりました。

近年、国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の推進に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び、社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。平成30年4月には、「障害者総合支援法」が児童福祉法等と共に改正され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直しが図られました。また、障がい児のニーズの多様化に対してきめ細やかに対応するためサービスの新設等が行われました。令和5年3月には、「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、障害者が自らの決定に基づいて社会参加ができるよう社会的障壁を除去することなどを基本的方向として、様々な施策が展開されています。

本町では、「障害者権利条約」を現実するための近年の障がい者に係る制度改革や、障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、既に策定している「第5次小値賀町障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）、「第6期小値賀町障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）「第2期小値賀町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきましたが、今年度で計画期間が満了となることから、新たに「第7期小値賀町障がい福祉計画」（令和6年度～令和8年度）、「第3期小値賀町障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定するものです。

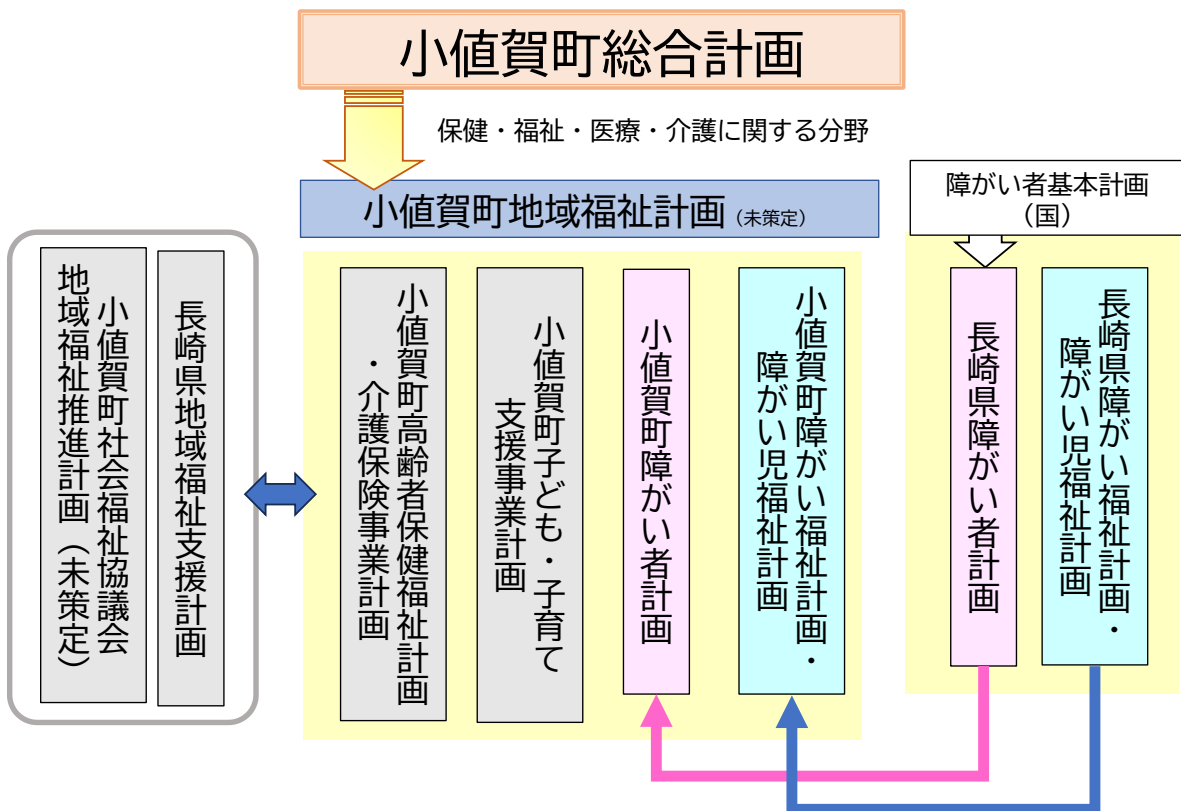
2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠、両計画の関係

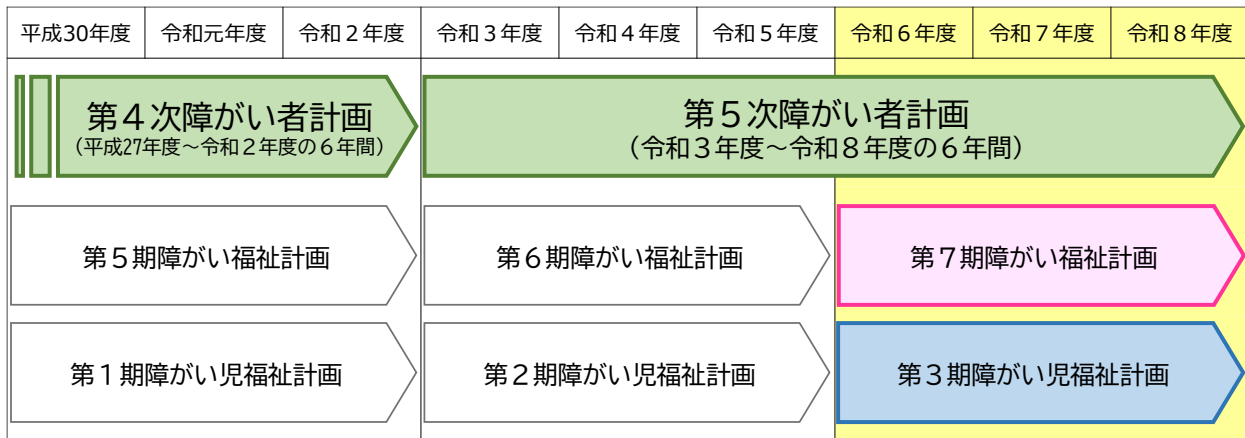
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」として一体的に作成するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策などを設定します。

(2) 総合計画・その他の計画との関係

本計画は、上位計画である「小値賀町総合計画」との整合性を図り、個別計画である「小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連して策定されるものです。



3. 計画の期間



4. 計画の策定及び推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障がい者の実態と今後の日常生活や障害福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、計画の策定段階では、有識者や住民代表及び当事者等から構成される「小値賀町地域自立支援協議会」において、様々な方面から協議検討を行いました。

(2) 計画の推進体制

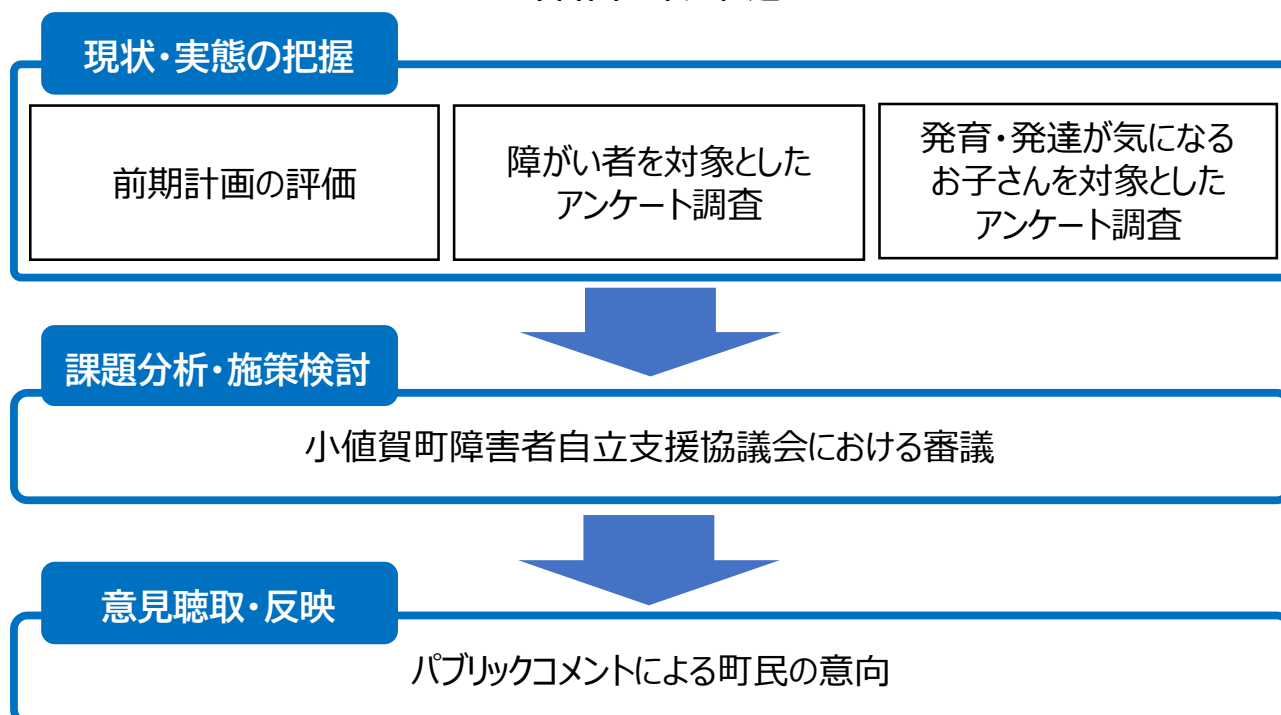
計画の推進にあたっては、長崎県や国、及び小値賀町福祉協議会との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

5. 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは以下のとおりです。

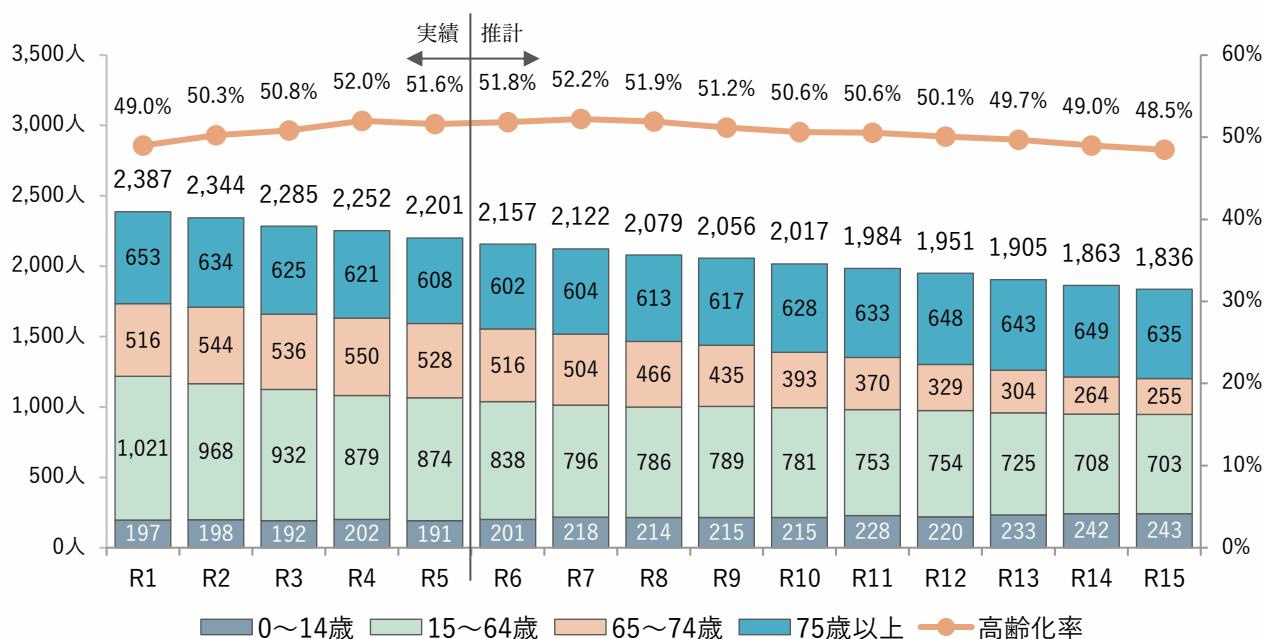
日程	内容
令和5年10月6日～10月20日	アンケート調査の実施
令和5年12月1日	第1回小値賀町障害者自立支援協議会 (第1回策定委員会)
令和6年1月19日	第2回小値賀町障害者自立支援協議会 (第2回策定委員会)
令和6年1月30日～2月9日	パブリックコメントの実施
令和6年2月16日	第3回小値賀町障害者自立支援協議会 (第3回策定委員会)

<本計画の策定経過>



第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1. 人口の推移



総人口

R14まで減少が続く予測、高齢化率は50%前後の高い割合でほぼ横ばいに推移

高齢者人口

横ばいから減少へ移行するが、75-84歳はR12まで増加の予測

R3以降団塊の世代が65-74歳のグループから75-84歳のグループへ移行

【使用データ】

住民基本台帳データ(総人口、年齢群別人口)

住民基本台帳データを基にした人口推計(コーホート変化率法)

コーホート変化率法とは

集団の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法

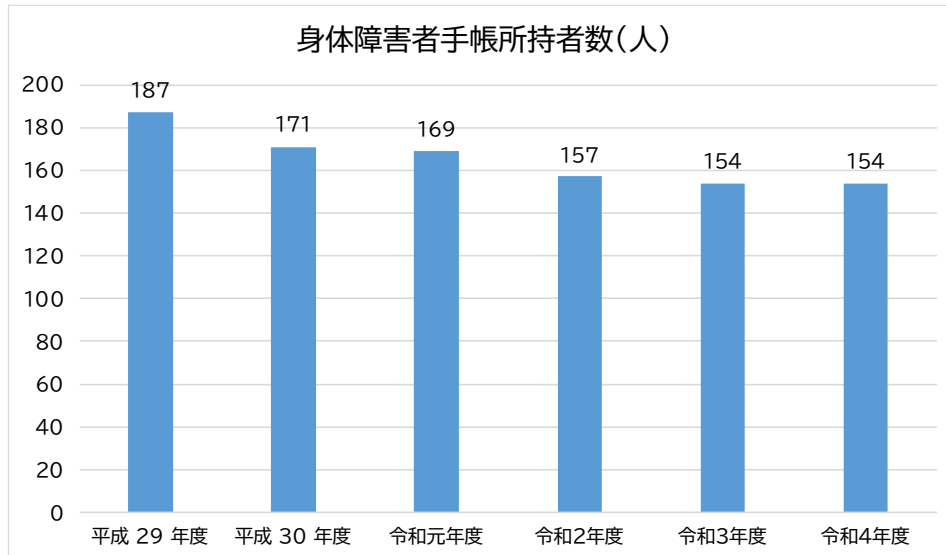
2. 手帳所有者数の推移

1. 身体障害者手帳所持者の推移

■身体障害者手帳所持者数の推移(人)

各年度末

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	187	171	169	157	154	154



■身体障害者手帳所持者数(障害部位別、級別、年齢別) 単位：人

令和4年度3月末日

障害部位別／級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚	7	3	1	1	1	2	15
聴覚・平衡機能	2	2	3	2	0	15	24
音声・言語・咀嚼機能	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	7	13	15	29	13	5	82
内部機能	19	0	6	7	0	0	32
合計	35	18	26	39	14	22	154

障害部位別／級別	6歳未満	6~18歳未満	18~65歳未満	65~70歳未満	70歳以上	合計
視覚	0	0	2	1	12	15
聴覚・平衡機能	0	0	1	4	19	24
音声・言語・咀嚼機能	0	0	0	0	1	1
肢体不自由	0	0	11	7	64	82
内部機能	0	0	5	1	26	32
合計	0	0	19	13	122	154

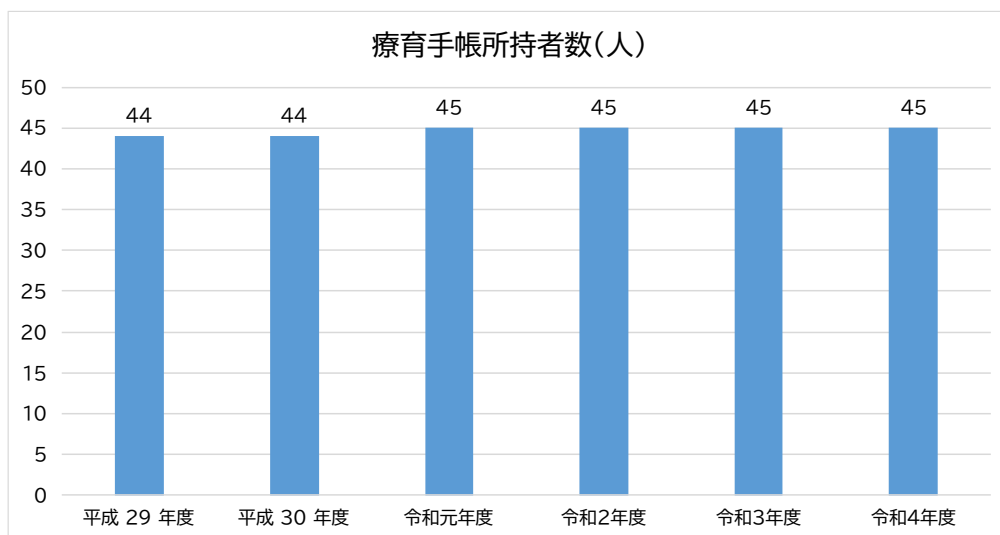
- 身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成 29 年の 187 人から令和 2 年度には 157 人に減少し、それ以降は横ばいに推移している。
- 令和 4 年度で級別にみると、4 級が最も多く 39 人となっている。
- 令和 4 年度で年齢別にみると、年齢が上がるにつれて、所持者数が増えている。

2. 療育手帳所持者の推移

■療育手帳所持者数

①【年度別】単位:人

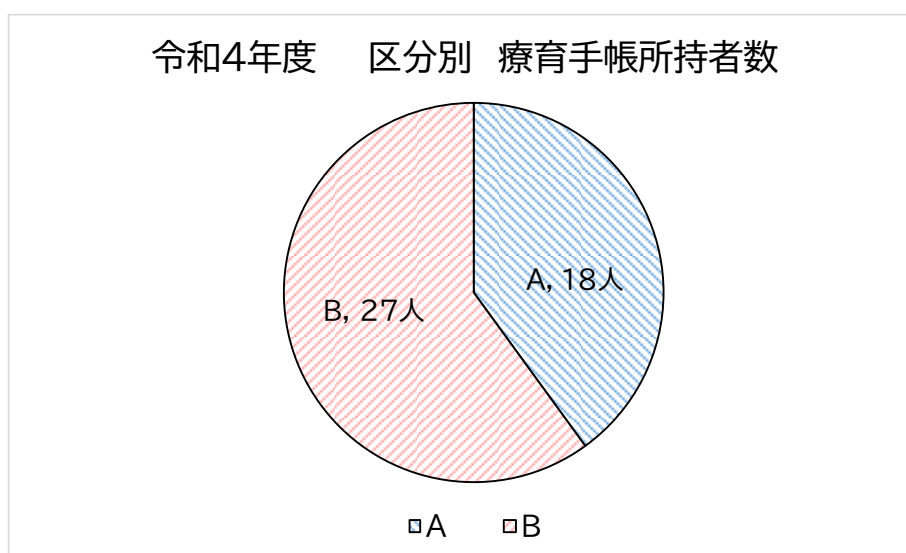
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳	44	44	45	45	45	45



②【年齢別】単位:人

令和4年度3月末

療育区分/年齢	18 歳未満	18 歳以上	合計
A	0	18	18
B	5	22	27
合計	5	40	45



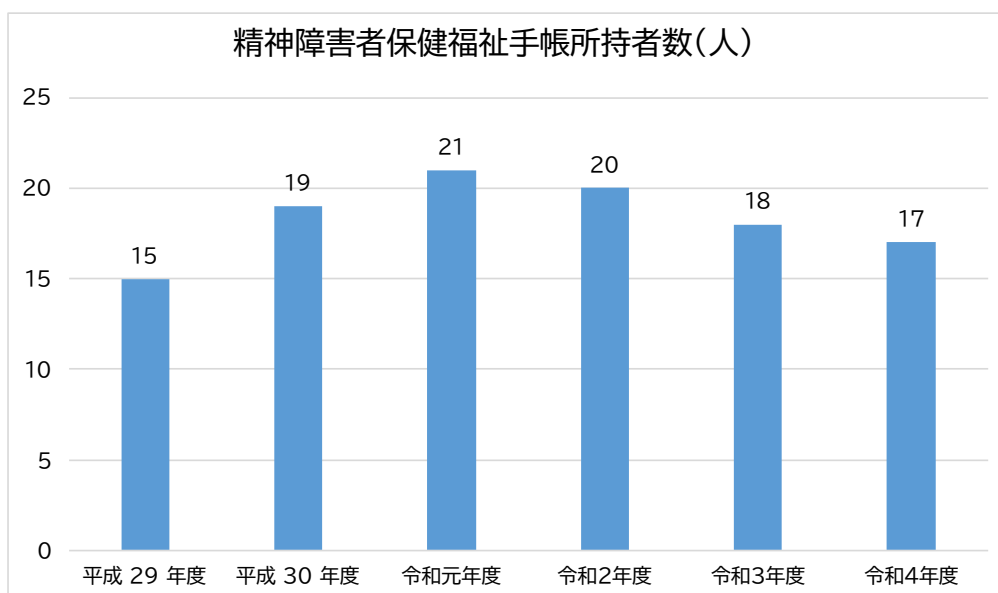
- 療育手帳所持者数の推移を見ると、横ばいに推移している。
- 令和4年度で療育区分別にみると、Aが18人、Bが27人となっている。
- 令和4年度で年齢別にみると、18歳以上の手帳所持者数が多くなっている。

3. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

①【年度別】単位:人

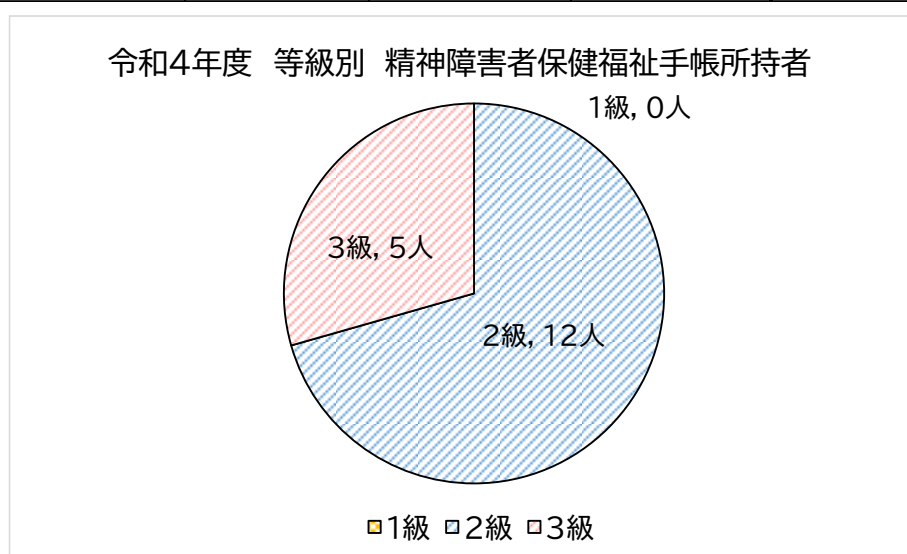
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者 保健福祉手帳	15	19	21	20	18	17



②【等級別】単位:人

令和4年度3月末

等級	1級	2級	3級	合計
精神障害者 保健福祉手帳	0	12	5	17



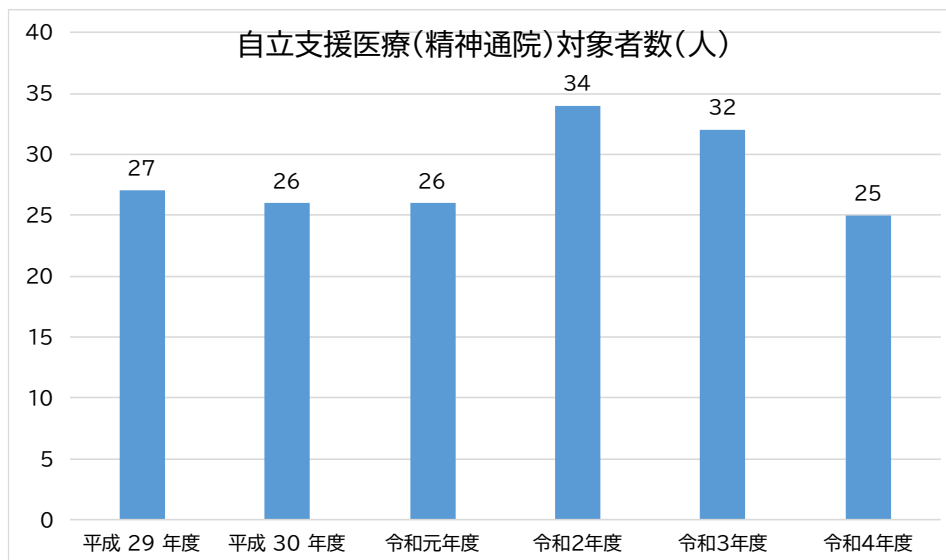
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、ほぼ横ばいに推移している。
- 令和4年度で級別にみると、2級が12人、3級が5人となっている。

4. 自立支援医療（精神通院）対象者数の推移

■自立支援医療(精神通院)対象者数の推移

①【年度別】単位:人

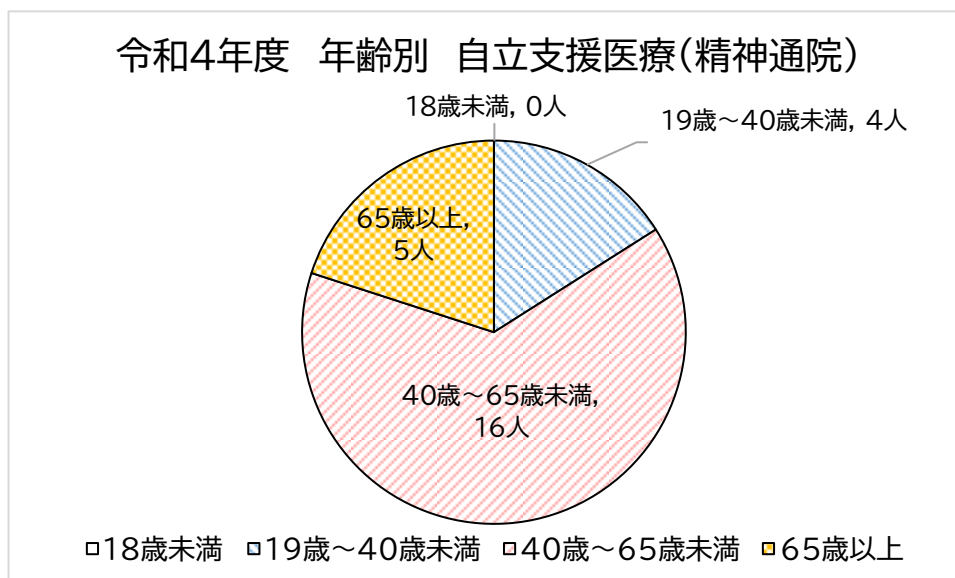
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療 (精神通院)	27	26	26	34	32	25



②【年齢別】単位:人

令和4年度3月末

年齢別	18歳未満	19歳～40歳未満	40歳～65歳未満	65歳以上	合計
自立支援医療 (精神通院)	0	4	16	5	25



- 自立支援医療（精神通院）対象者数の推移を見ると、ほぼ横ばいに推移している。
- 令和4年度で年齢別にみると、年齢が上がるにつれて、対象者数が増えている。

3. アンケート調査結果からみる障がい者のニーズ

障がい福祉施策に関するアンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査期間		令和5年10月6日～10月20日			
調査対象		令和5年8月1日時点で障害者手帳を所持している町民			
配布数	150件	有効回答数	79件	有効回答率	52.6%

【調査の概要】

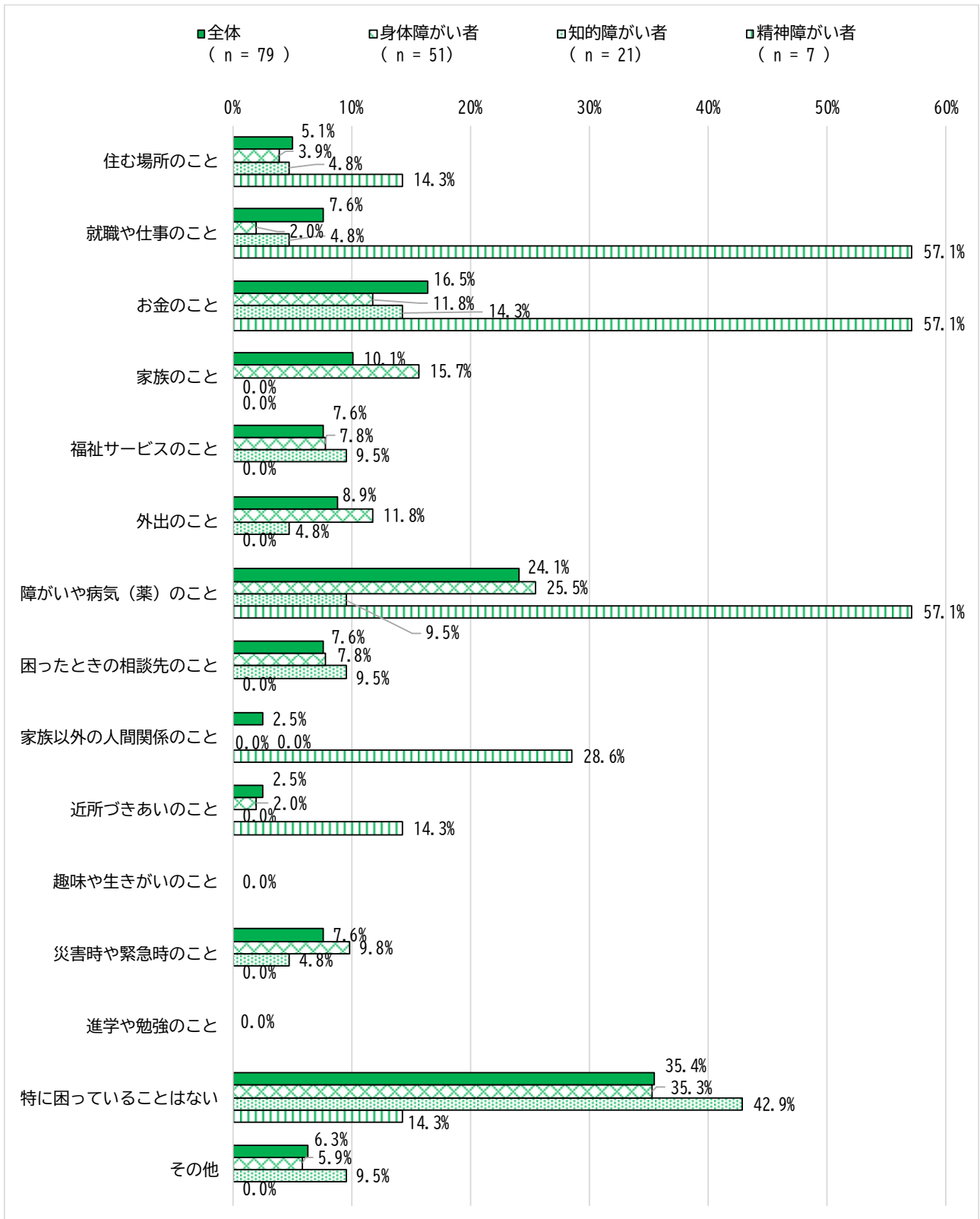
①生活状況について

- ・ 特に困っていることや不安に思っていることについて全体で見ると、「特に困っていることはない」が35.4%と最も高く、次いで「障がいや病気（薬）のこと」が24.1%、「お金のこと」が16.5%となっています。
- ・ 障がい種別にみると、身体障がい者、知的障がい者では「特に困っていることはない」が35.3%、42.9%、精神障がい者では「就職や仕事のこと」、「お金のこと」、「障がいや病気（薬）のこと」が57.1%と最も高くなっています。
- ・ 必要とする支援について全体で見ると、「身の回りの掃除、洗濯、食事の用意」が34.2%と最も高く、次いで「各種手続き（書類を書くなど）」、「特に必要としない」が32.9%となっています。
- ・ 障がい種別にみると、身体障がい者、精神障がい者では「特に必要としない」が37.3%、42.9%、知的障がい者では「金銭管理」が66.7%と最も高くなっています。
- ・ 今後、地域で生活するために必要なことについて全体で見ると、「相談支援体制の充実」が19.0%と最も高く、次いで「身近な医療機関の確保」が17.7%、「特に必要なことはない」が16.5%となっています。
- ・ 障がい種別にみると、身体障がい者では「身近な医療機関の確保」、「緊急時、災害時等の支援体制」が19.6%、知的障がい者では「わからない」が28.6%、精神障がい者では「情報提供」、「勤労支援の充実」、「地域の理解」、「特に必要なことはない」が28.6%となっています。

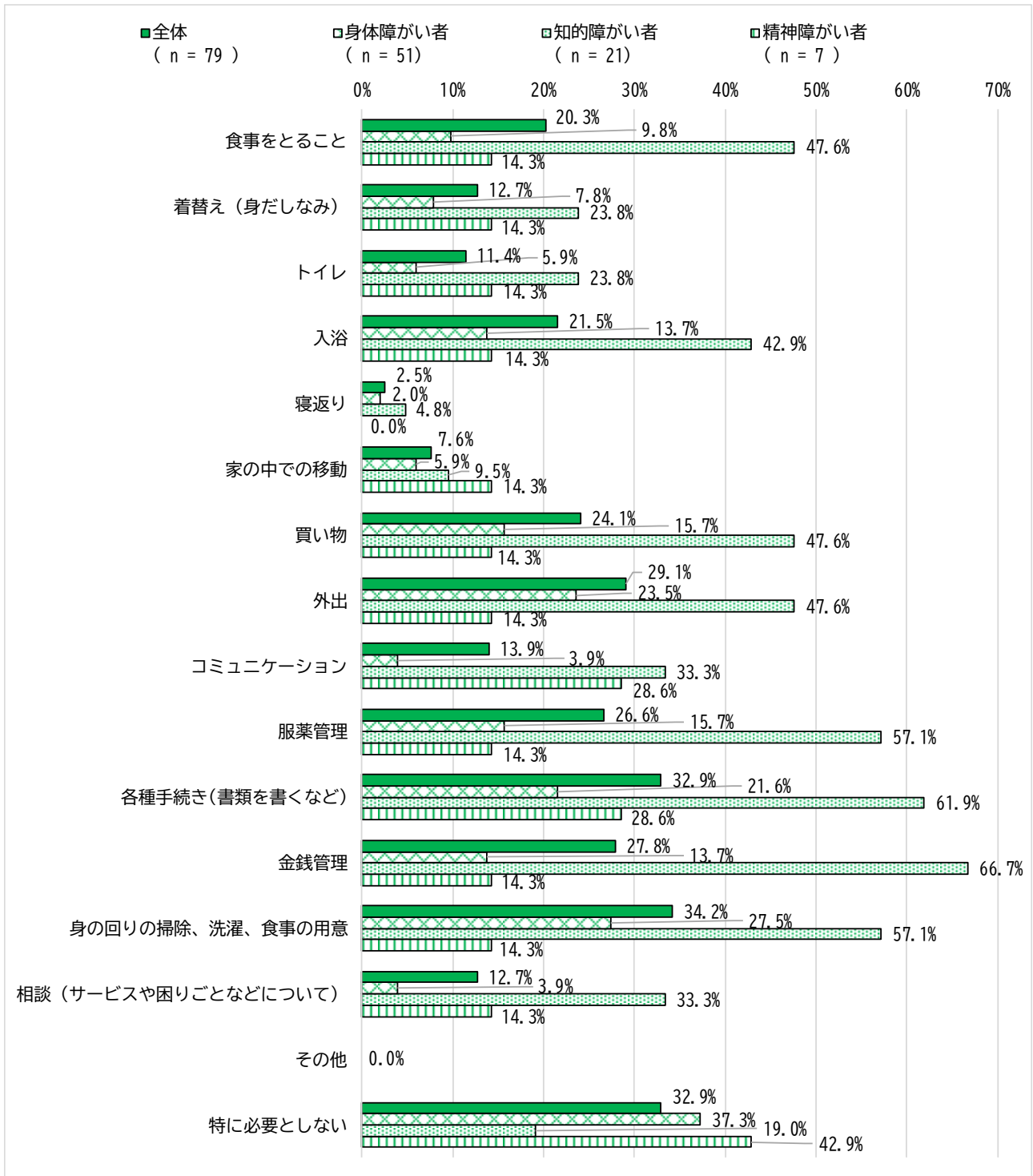
【考察】

家事援助の支援ニーズおよび相談支援体制のニーズが高く、在宅福祉サービスの充実が求められていると考えられます。サービスの確保および相談支援体制の充実を図る必要があります。

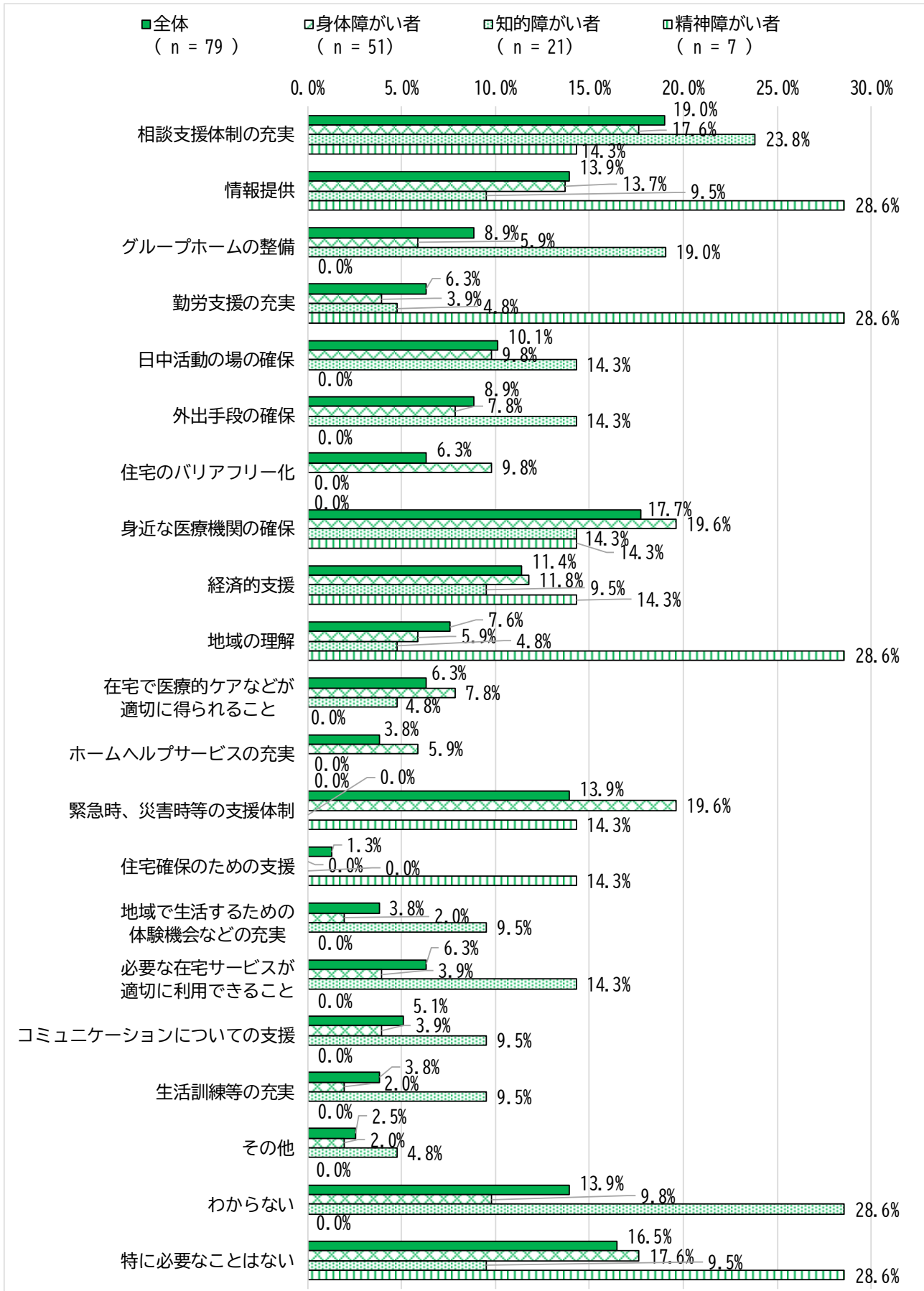
●特に困っていること、不安に思っていることについて【複数選択】



●必要とする支援について【複数選択】



●希望する生活を送るために必要な支援について【複数選択】



②日中活動や就労について

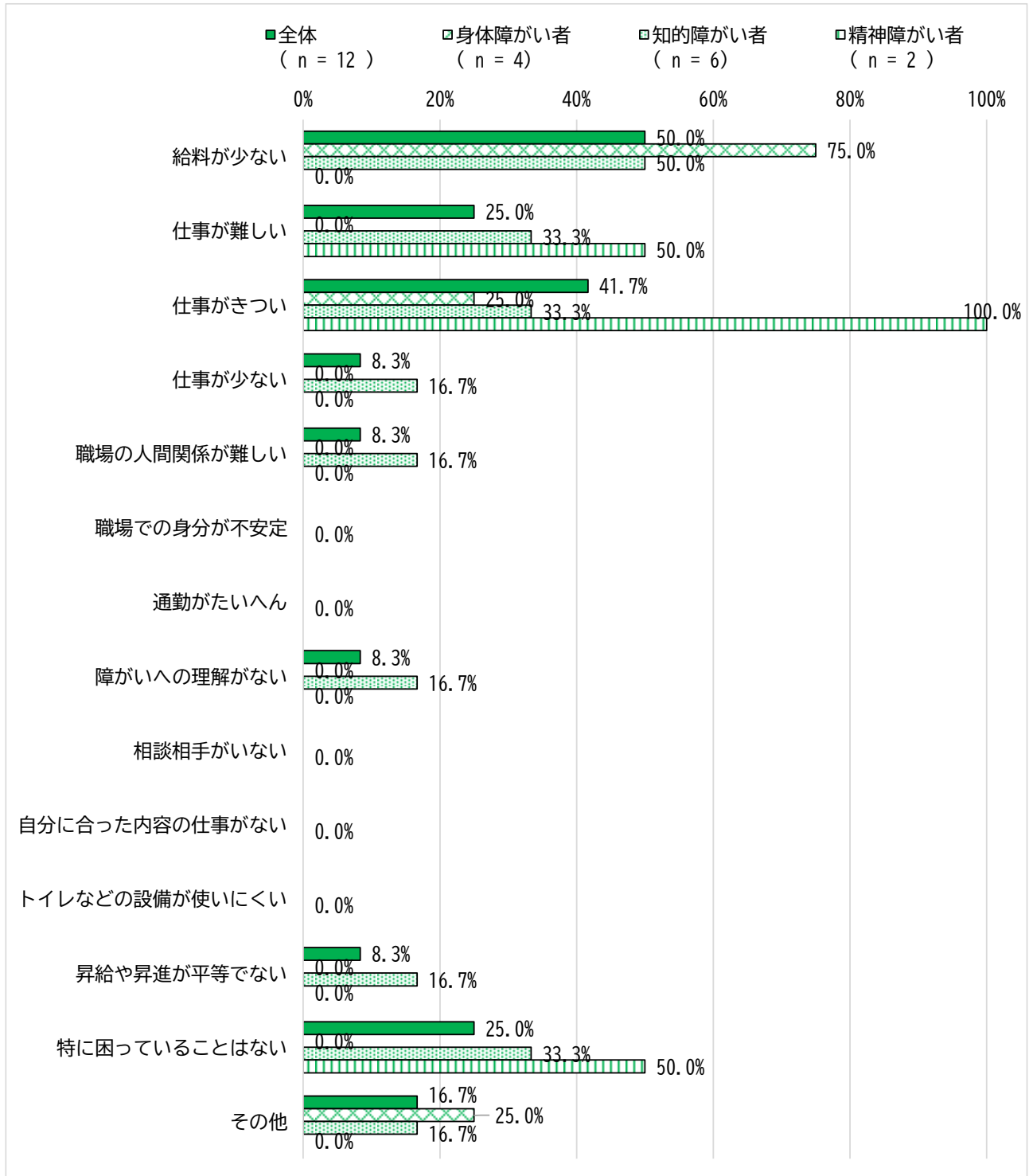
- ・ 仕事をするうえで困っていることについて全体で見ると、「給料が少ない」が 50.0%と最も高く、次いで「仕事がきつい」が 41.7%、「仕事が難しい」、「特に困っていることはない」が 25.0%となっています。
- ・ 障がい種別で見ると、身体障がい者、知的障がい者では「給料が少ない」が 75.0%、50.0%、精神障がい者では「仕事がきつい」が 100.0%と最も高くなっています。
- ・ 外出するときに困難と思うことについて全体で見ると、「交通機関がない」、「その他」が 16.5%と最も高く、次いで「経費がかかる」が 12.7%となっています。
- ・ 障がい種別にみると、身体障がい者では「その他」が 17.6%、知的障がい者では「交通機関がない」が 23.8%、精神障がい者では「経費がかかる」、「その他」が 28.6%となっています。

【考察】

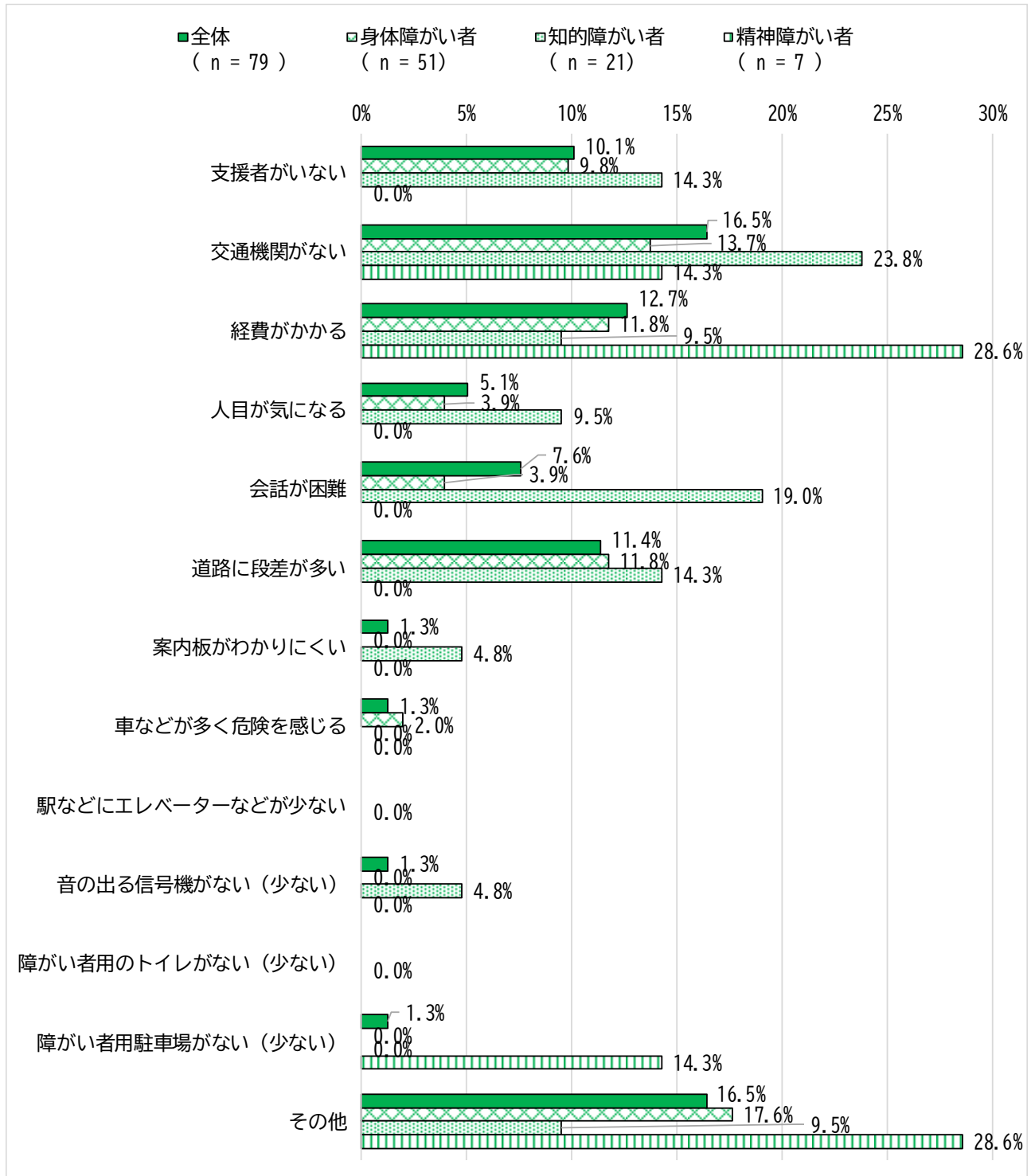
経済的に自立している方は少ないと推測されます。今後も引き続き障がい者が安心して働くことができる場の確保に努めます。

公共交通以外の外出支援について検討する必要があります。

●仕事をするうえで困っていることについて【複数選択】



●外出するときに困ることについて【複数選択】



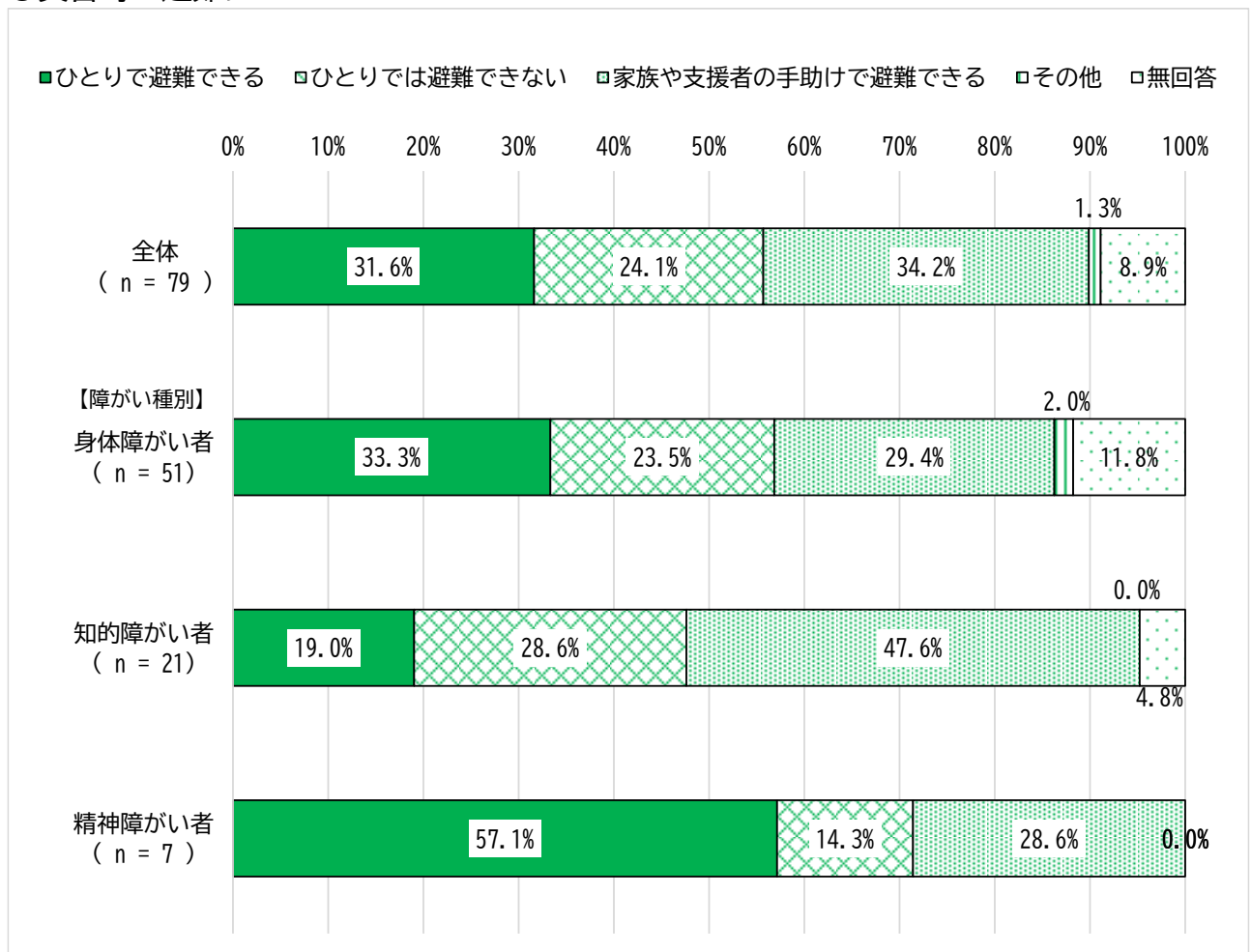
③災害時の対応について

- ・ 災害時の避難について全体で見ると、「家族や支援者の手助けで避難できる」が 34.2%と最も高く、次いで「ひとりで避難できる」が 31.6%、「ひとりでは避難できない」が 24.1%となっています。
- ・ 障がい種別で見ると、身体障がい者、精神障がい者では「ひとりで避難できる」が 33.3%、57.1%、知的障がい者では「家族や支援者の手助けで避難できる」が 47.6%と最も高くなっています。

【考察】

災害時に一人で避難できない障がい者が 24.1%いることから、避難行動要支援者への取り組みの充実が求められます。

●災害時の避難について



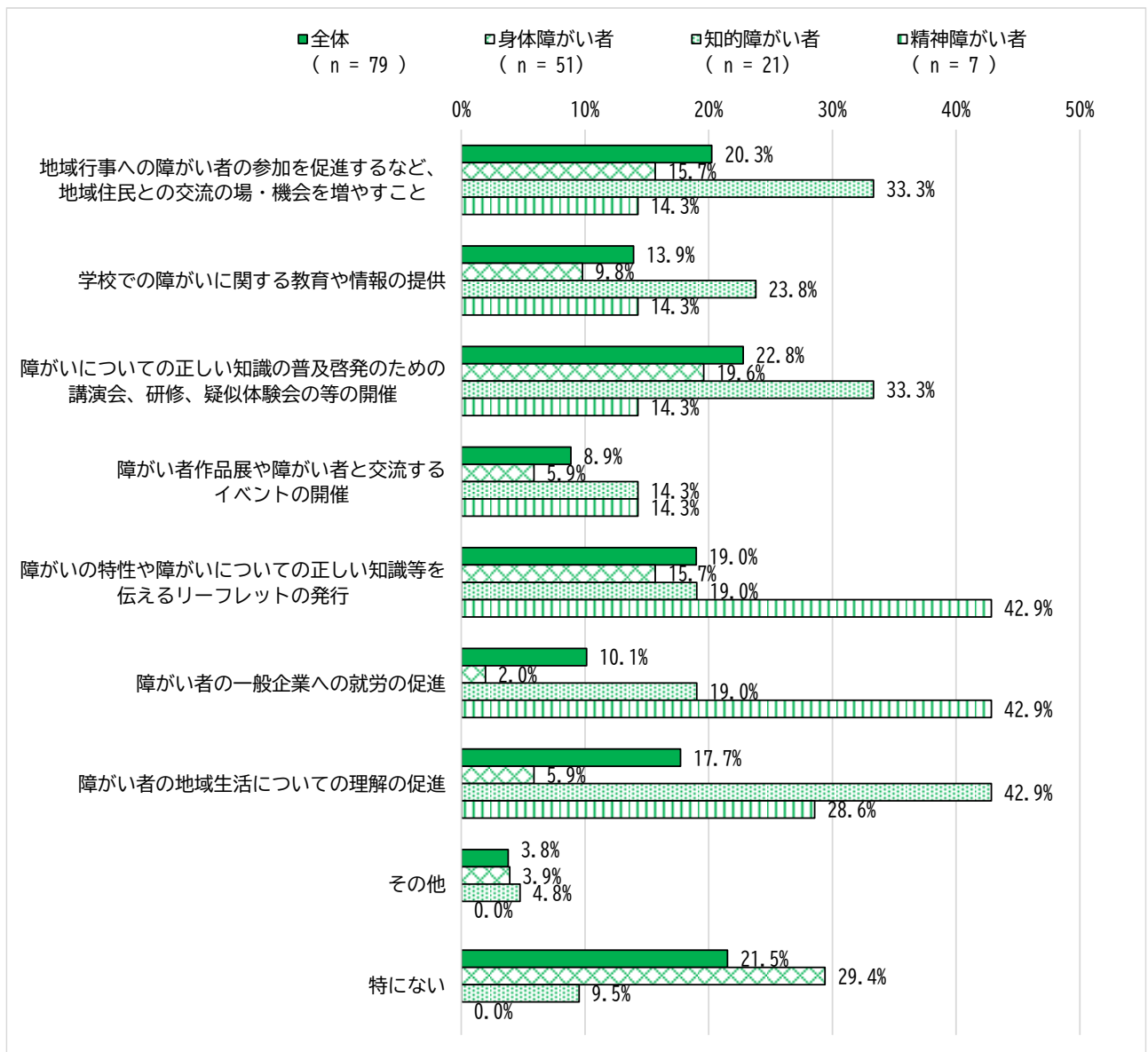
④障がいの理解や差別の解消について

- 全体でみると、「障がいについての正しい知識の普及啓発のための講演会、研修、疑似体験会等の開催」が22.8%と最も高く、次いで「特にない」が21.5%、「地域行事への障がい者の参加を促進するなど、地域住民との交流の場・機会を増やすこと」が20.3%になっています。

【考察】

今後も引き続き、障がい者の権利擁護について啓発していく必要があります。

●障がいの理解を深めるための施策について【複数選択】



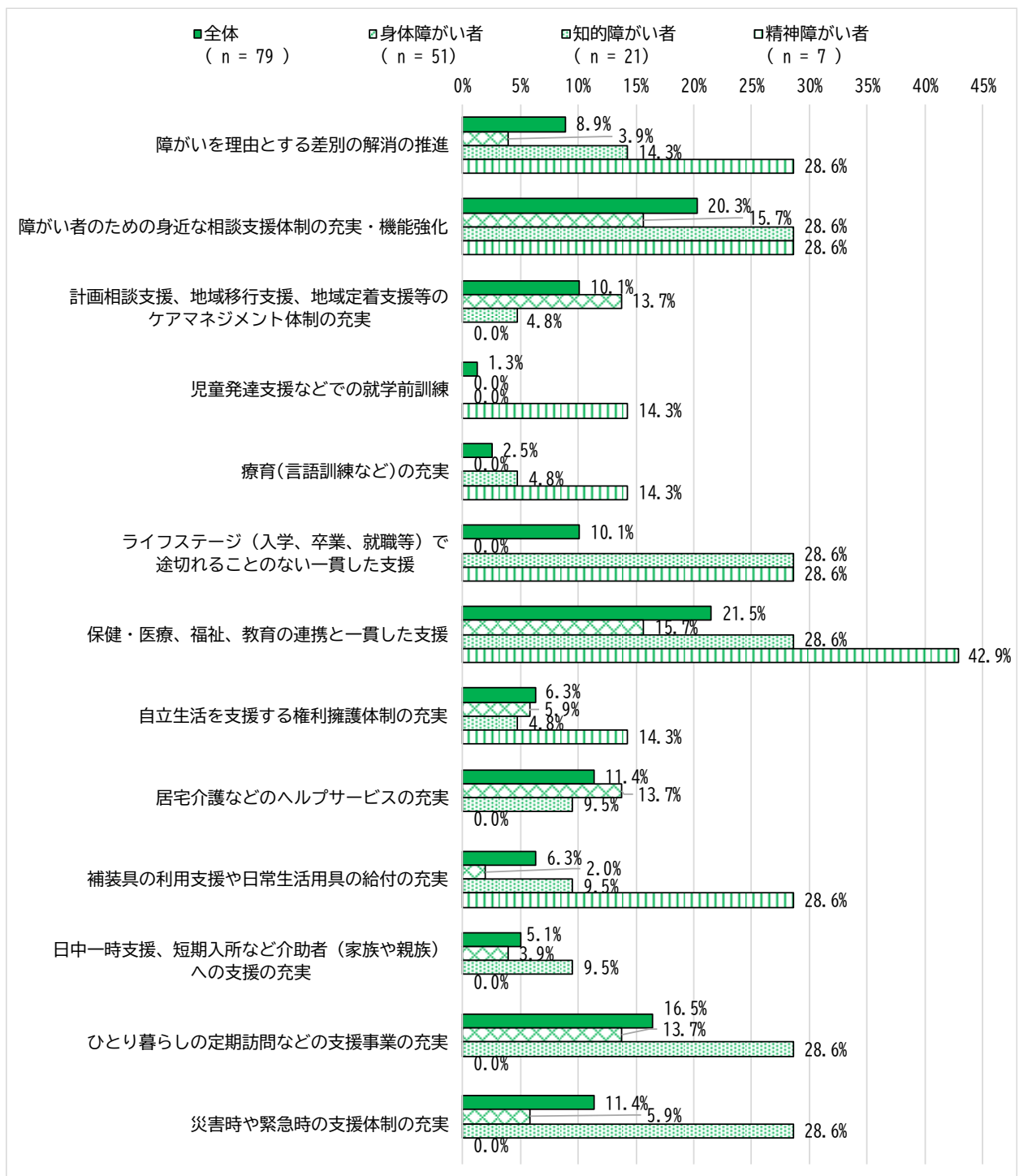
⑤町の障がい福祉施策について

- 全体でみると、「保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援」が21.5%と最も高く、次いで「障がい者のための身近な相談支援体制の充実・機能強化」が20.3%、「グループホームなどの住まいの場の充実」が19.0%となっています。

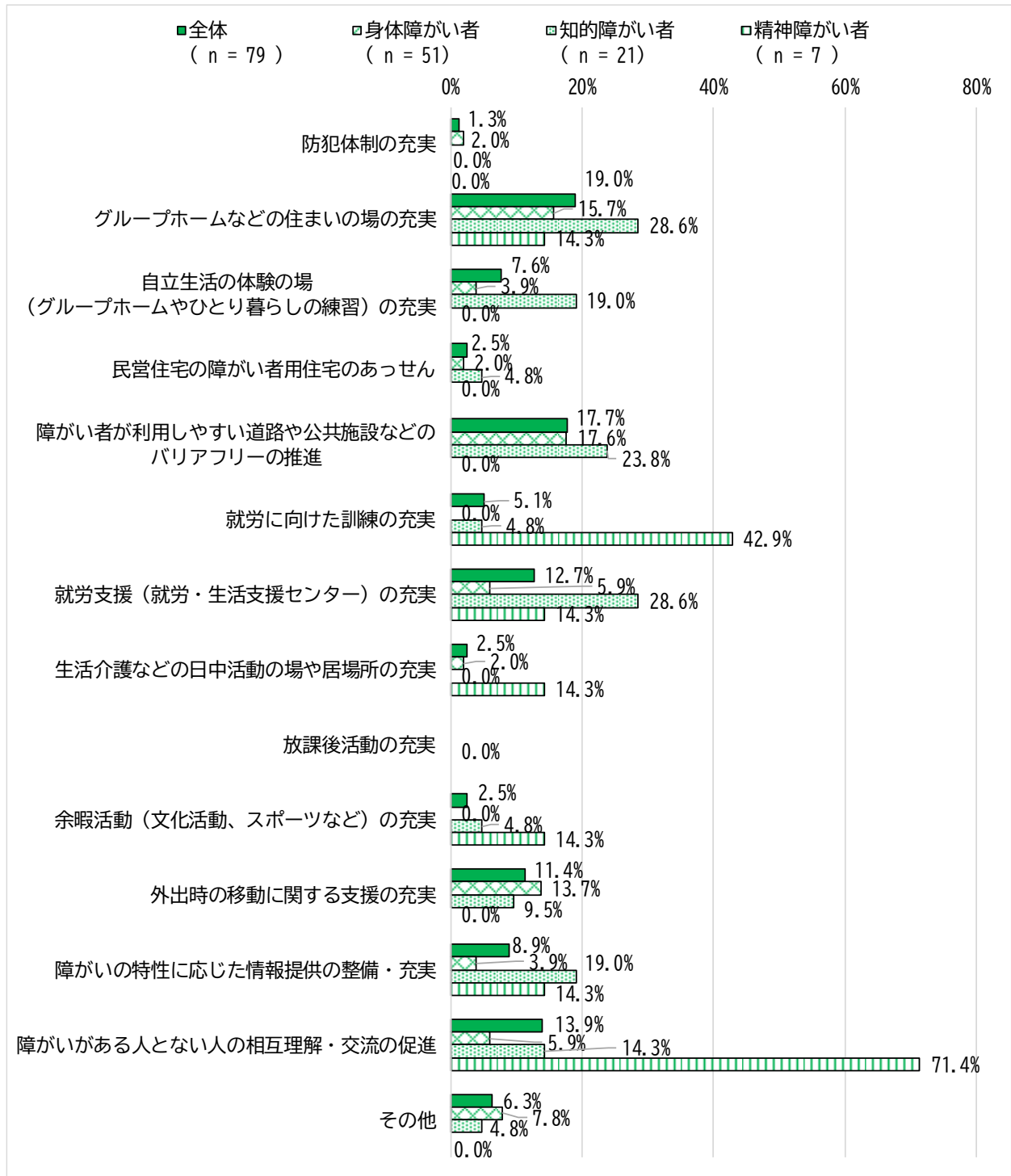
【考察】

障がい者の支援体制の充実を中心に、今後も町の障がい福祉施策の充実を図っていく必要があります。

●町の障がい福祉施策で今後特に力を入れてほしい施策について



【続き】



障がい児福祉施策に関するアンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査期間		令和5年10月6日～10月20日			
調査対象		令和5年8月1日時点で特児受給者およびすくすく発達、 たのトレ参加者			
配布数	14件	有効回答数	8件	有効回答率	57.1%

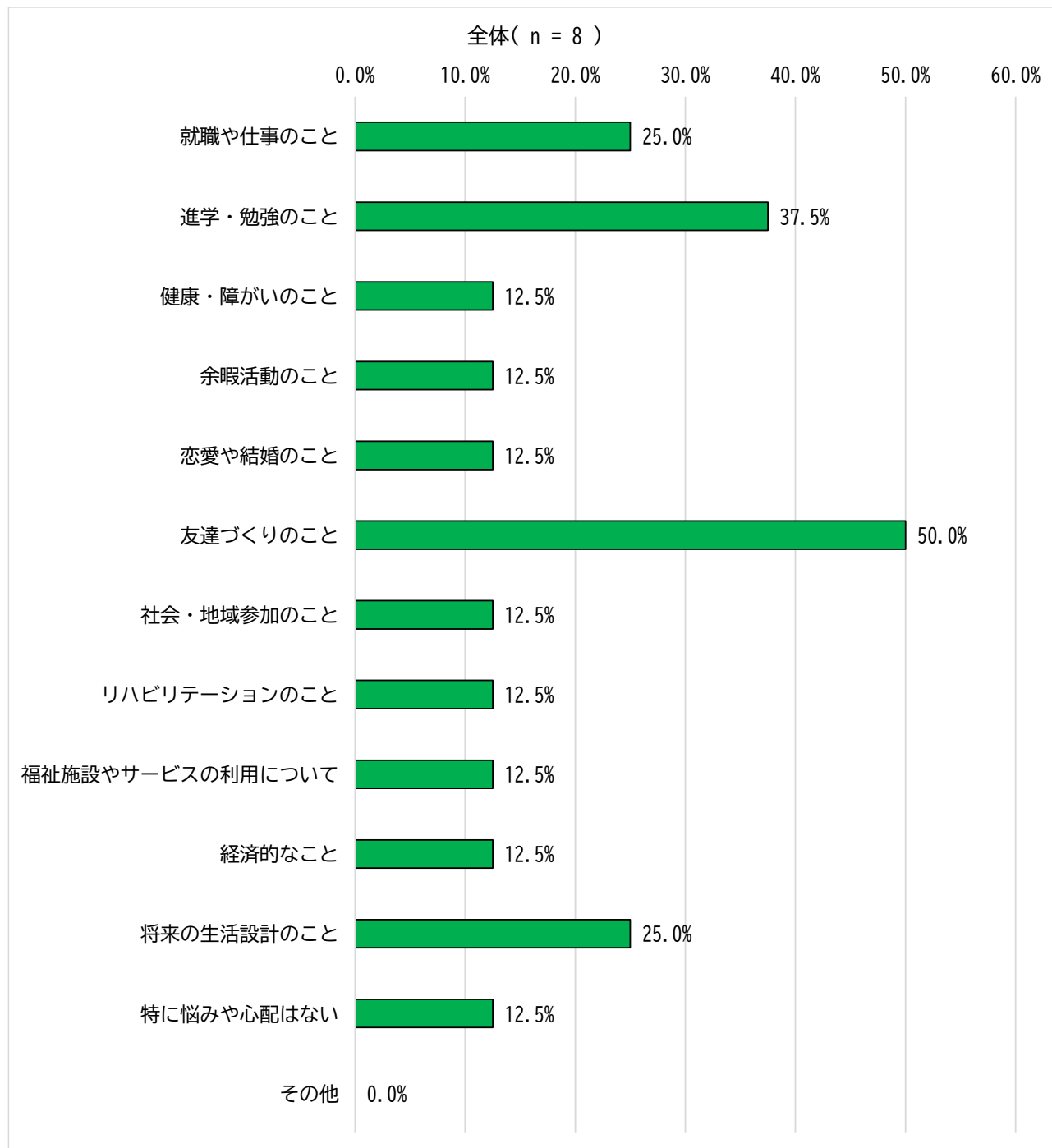
①気になるお子さんについて

- ・ 悩んでいることや心配していることについて、「友達づくりのこと」が50.0%と最も高く、次いで「進学・勉強のこと」が37.5%、「就職や仕事のこと」、「将来の生活設計のこと」が25.0%となっています。
- ・ 希望する支援について、「専門的な相談支援」が50.0%と最も高く、次いで「ソーシャルスキル（買い物、宿泊、対人等の社会不適応）に関する療育」37.5%、「学習サポート」、「感覚や言語などに関する療育」、「親子ともに療育や関わりを身に着けるための支援」、「保護者同士の情報交換・交流の場の提供」が25.0%となっています。

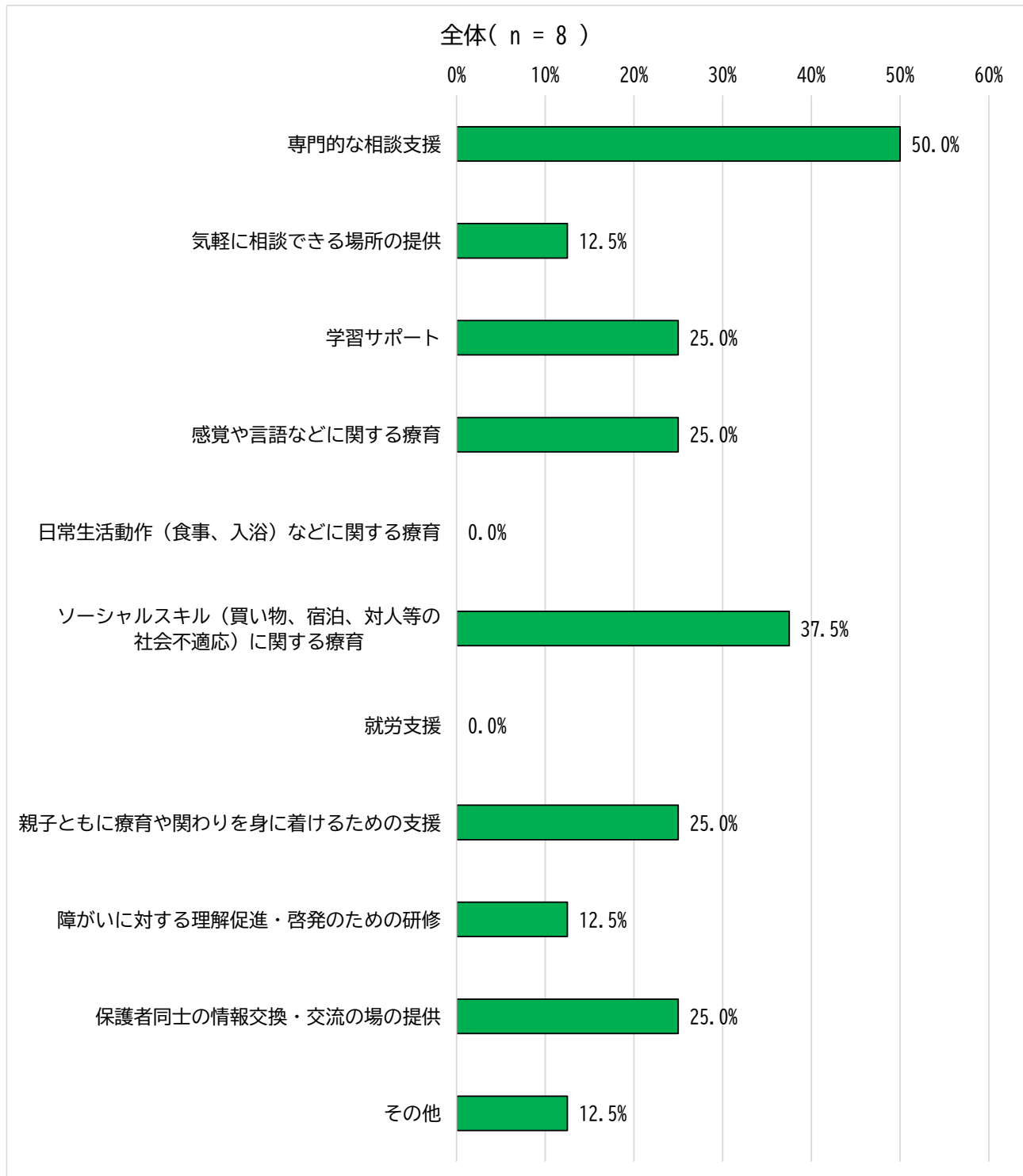
【考察】

障がい児の支援体制の充実を中心に、保護者に寄り添った支援体制の充実を図っていく必要があります。

●悩んでいること、心配していることについて【複数選択】



●希望する支援について【複数選択】



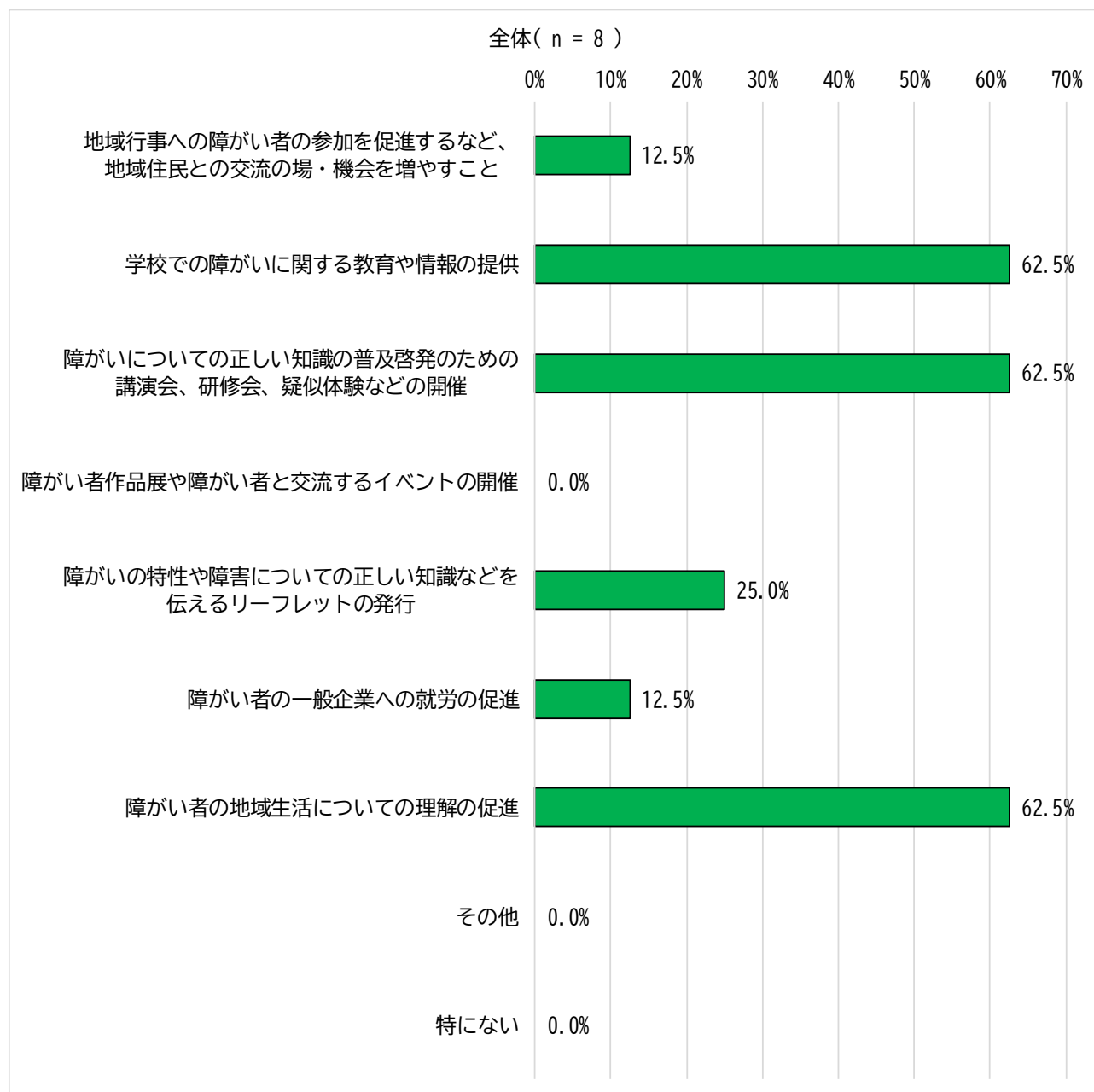
②障がいの理解や差別の解消について

「学校での障がいに関する教育や情報の提供」、「障がいについての正しい知識の普及啓発のための講演会、研修会、疑似体験などの開催」、「障がい者の地域生活についての理解の促進」が62.5%と最も高くなっています。

【考察】

今後も引き続き、学校と連携して障がいの理解について啓発していく必要があります。

●障がいの理解を深めるための施策について【複数選択】



第3章 計画の基本理念等についての考え方

1. 基本理念

障がい者とともに生きる町づくり 障がい者も誰もが共に地域で支え合う

平成25年4月から施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援等の充実を図ることを主な目的としています。

平成23年成立の改正障害者基本法を踏まえて、障害者総合支援法では「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との基本理念が明記されました。

また、改正障害者基本法で示されている「共生社会の実現」「社会参加の機運と確保」「可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられること」「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「日常生活や社会生活での障壁となるような制度、慣行等の除去」といった考え方を基本理念として規定しています。そして、平成30年に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が新たに明記されました。

令和5年度に策定された「第5次小値賀町総合計画」の将来像『つながりたい つながり続けられるまち 小値賀町』を基盤に、前計画の「障がい者とともに生きる町づくり」を継承し、「障がい者も誰もが共に地域で支え合う」を目的として、「第7期小値賀町障がい福祉計画、第3期小値賀町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の基本的な視点

国が示した「基本指針」では、市町村および都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる「共生型サービス」の推進を含め、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくりと地域の社会資源の活用等を図ります。

障がいと介護の双方の関係者における互いの制度の理解の遅れから、本人や家族への説明が不十分のままサービス移行したり、適切な支援が行われないこと等が懸念されることから、事業者と十分な連携を図ります。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

①障がい児通所支援等の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がいのある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

②早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。

③障がい児支援体制の充実

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保

安定的に障害福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と合わせてそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を、県との連携を図りながら進めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞する機会や、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や、能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

今後は、障害福祉サービス事業所へ呼びかけて作品を募集し、産業文化祭において、障がい者の芸術作品の展示ブースを作ることを検討します。

3. 重点施策

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障がい者の日常生活を支え、社会的な活動を支援することはもとより、障がい者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するために下記事項を重点的に進めていきます。

1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の供給体制の整備

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援について、障がい者等の自己決定及び意思決定を尊重するとともに、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保する等支援体制の整備を進めます。

2 障害福祉サービスの対象となる障がい者等への周知の徹底

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障害福祉サービスを受けることの出来る対象者の範囲等について、また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、精神障がい者に含まれる方への周知を強化します。

3 障がい者等の生活を地域全体で支える地域包括ケアシステムの実現

入所施設や精神科病棟等からの地域生活への移行に向けての検討、地域生活の継続の支援を図るための地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用を通じた地域全体で支える地域包括ケアシステムの実現を目指します。

4 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援と連携を図ります。また、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン*）を推進します。

*インクルージョン・・・「障がいがあっても地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念

第4章 前期計画の成果目標の評価

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	人数	実績値	考え方
施設入所者数 (A)	15人		令和元年度末時点の入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	13人	14人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】 削減見込 (A - B)	2人 (13.3%)	1人 (6.7%)	差引減見込数
【目標値】 地域生活以降者数	2人	0人	施設入所からグループホームへの移行見込み

施設入所者については、島内に家族・親族がいる方も少なく、家族がいる方についても高齢化により、自宅での生活は困難と考えます。介護施設への移行等について、計画相談事業所と協議する必要がありますが、本町の施設入所者についても高齢の方が多く、慣れ親しんだ現在の施設からの移行については、慎重になる必要があります。

現在の施設入所者からグループホームへの移行希望がある場合は、体験等を行っています。計画相談の事業所や、施設担当者との情報共有を行いながら、進めています。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活支援拠点）及び機能を担う体制を充実させるために、年1回以上の運用状況の検証、検討をすることを目標とします。

	目標値	実績値	説明
地域生活拠点の設置数	1箇所	0箇所	上五島圏域において、面的な体制で整備する地域生活支援拠点の機能充実を目指す。
運用状況の検証、検討の回数	1回	0回	運用状況の検証、検討を年1回以上行う。

計画においては、上五島圏域内となっていますが、実質上五島の利用が無いため引き続き連携を進めます。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	目標値	実績値	考え方
一般就労移行者数		0人	令和元年度において施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	0人	令和5年度において施設を退所し、一般就労する人の数

項目	人数	実績値	考え方
福祉就労移行者数		0人	令和元年度において施設を退所し、福祉就労した人の数
【目標値】 福祉就労移行者数	1人	0人	令和5年度において施設を退所し、福祉就労する人の数

島内に施設が無いいため、島外の施設・グループホームを利用されています。計画相談事業所と連携を取りながら実施しています。

4. 障がい児支援体制の整備

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する専門的な支援を確保します。

本町においては、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

【国の基本指針】

1. 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

目標
令和5年度末までに、上五島圏域において児童発達支援センターを1箇所設置する。
令和5年度末までに、上五島圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

実績
上五島圏域において、児童発達支援センター1箇所の設置、保育所等訪問支援の利用体制構築には至っていません。引き続き圏域での連携を図ります。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標
令和5年度末までに、上五島圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。

実績
上五島圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所1箇所以上の確保には至っていません。引き続き圏域との連携を図ります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

目標
小値賀町障害者自立支援協議会を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

実績
小値賀町障害者自立支援協議会を協議の場として位置づけ、引き続き必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

5. 地域包括ケアシステムの充実

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」を令和5年度末までに構築することを目指します。

目標
地域ケア会議を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

実績
地域ケア会議を協議の場として位置づけ、引き続き必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

第5章 今期計画の成果目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

成果目標

1. これまでの実績及び本町の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者14人のうち1人(6.7%)が地域生活へ移行する。
2. これまでの実績及び本町の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者14人のうち1人(6.7%)を削減する。

項目	人数	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	15人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数(B)	14人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 目標1 地域生活移行者	1人 (6.7%)	施設入所からグループホームなど地域生活へ移行した者の数
【目標値】 目標2 削減見込数(A-B)	1人 (6.7%)	差引減少見込み数

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

成果目標

国の基本方針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。本町では、地域ケア会議において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場として位置付けて取り組みを推進していきます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
2. 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

成果目標

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活支援拠点）及び機能を担う体制を充実させるために、年1回以上の運用状況の検証、検討をすることを目標とします。

項目	目標値	説明
地域生活拠点の設置数	1箇所	上五島圏域において、面的な体制で整備する地域生活支援拠点の機能充実を目指す。
運用状況の検証、検討の回数	1回	運用状況の検証、検討を年1回以上行う。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

1. 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
2. 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
3. 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
4. 就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
5. 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
6. 就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。
7. 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

成果目標

島内に施設が無いため、島外の施設・グループホーム、計画相談事業所と連携を取りながら一般就労への移行を目指します。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	1人	令和5年度において施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 一般就労移行者数	0人	令和8年度において施設を退所し、一般就労する人の数

項目	人数	考え方
福祉就労移行者数	1人	令和5年度において施設を退所し、福祉就労した人の数
【目標値】 福祉就労移行者数	0人	令和8年度において施設を退所し、福祉就労する人の数

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

成果目標

1. 令和8年度末までに、上五島圏域において児童発達支援センターを1箇所設置する。
2. 令和8年度末までに、上五島圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
2. 令和8年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

成果目標

1. 令和8年度末までに、上五島圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを目指す。
2. 小値賀町障害者自立支援協議会を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
2. 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

成果目標

これまでの実績及び本町の実情を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を実施する体制を確保するために、数値目標を設定する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	—	0件
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	—	0件
基幹相談センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	0回
基幹相談センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	0回
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置	—	—	1人

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本町の実情を踏まえ、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するために、数値目標を設定する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無
前項目の体制をもとにした共有の実施回数			

第6章 障害福祉サービス等の見込み量

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系、訓練・就労系サービス」・「居住系、入所系サービス」の3類型からなる「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」、「地域生活支援事業」および「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。

計画の達成状況を確認するために、令和3年3月に策定した「第6期小値賀町障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」の、計画期間3か年の見込み量と実績等を比較して、

A：前期計画の見込み達成

B：進捗している（令和5年度実績値より増加又は同等）

C：進捗していない（令和5年度実績値より低下）

の3段階として、事業を分類し評価をしています。それを踏まえて、今期計画の見込み量を設定します。

1. 指定障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

名称	主な対象者	サービス内容
居宅介護	障がい者(障がい支援区分1以上)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある方で、常に介護を必要とする方(障がい支援区分3以上)	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障がい支援区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

①居宅介護

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	利用者数(人)	2	1	2	1	2	1
	サービス量 (時間/月)	50	11	50	8	50	12

目標値が2であるが、利用希望者に対し事業が円滑に実施されているためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅介護	利用者見込み数(人)	1	1	1
	サービス見込み量 (時間/月)	50	50	50

②重度介護訪問

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実施も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
重度訪問介護	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

③行動援護

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
行動援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実施も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
行動援護	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

④同行援護

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
同行援護	利用者数(人)	0	1	0	1	0	1
	サービス量 (時間/月)	0	20	0	20	0	20

目標値が0であるが、利用希望者に対し事業が円滑に実施されているためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
同行援護	利用者見込み数(人)	2	2	2
	サービス見込み量 (時間/月)	50	50	50

⑤重度障害者等包括支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実績も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
重度障害者 等包括支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

【訪問系サービス確保のための方策】

利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにサービスの周知に努めます。

本町では人材確保およびサービスの質的向上と並行して、町内の訪問介護を提供する事業者と協議を行い、共生型サービスへの移行による訪問系サービスの確保を検討します。

(2) 日中活動系、訓練・就労系サービス

名称	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、 ①49歳以下の場合、障がい支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障がい支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を必要とするものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	身体障がいや有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	知的障がいまたは精神障がいや有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	就労継続支援や就労移行支援などの就労系障害福祉サービスを利用する意向がある方	2025年までを目途に、新設されるサービス。障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。就労を希望する人とサービス・企業とのミスマッチを防ぐほか、障害を持つ人が自身のスキルや適性、希望に合う就労先につなげることを目的としています。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

名称	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に65歳未満）	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者の対象者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、引き続き当該事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な知識を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある方	相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	居宅において、その介護を行う者の疾病、その他の利用により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事、その他の必要な保護を行います。

①生活介護

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	利用者数(人)	20	21	20	21	20	20
	サービス量 (時間/月)	210	240	210	221	210	220

目標値に達しており、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

A	B	C
○		

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
生活介護	利用者見込み数(人)	19	19	19
	サービス見込み量 (時間/月)	200	200	200

②自立訓練（機能訓練）

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実績も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立訓練 (機能訓練)	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	1	0	2	0	2	0
	サービス量 (時間/月)	22	0	44	0	44	0

目標値に達していませんが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立訓練 (生活訓練)	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

④就労選択支援

就労選択支援は2025年を目途に開始予定の新しいサービスで、障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うものです。今期計画の見込み量は以下のとおり設定します。

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労定着支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

⑤就労移行支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
就労移行支援	利用者数(人)	1	1	1	0	1	0
	サービス量 (時間/月)	22	7	22	0	22	0

目標値に達していませんが、直近2年間の実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労移行支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

⑥就労継続支援A型

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
就労移行支援 A型	利用者数(人)	3	3	3	3	3	3
	サービス量 (時間/月)	66	33	66	35	66	36

利用人数は目標値に達しており、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

A	B	C
○		

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労移行支援 A型	利用者見込み数(人)	2	2	2
	サービス見込み量 (時間/月)	44	44	44

⑦就労継続支援B型

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
就労移行支援 B型	利用者数(人)	5	6	5	6	5	6
	サービス量 (時間/月)	100	55	100	70	100	72

利用人数は目標値に達しており、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

A	B	C
○		

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労移行支援 B型	利用者見込み数(人)	6	6	6
	サービス見込み量 (時間/月)	120	120	120

⑧就労定着支援

前期計画では見込み量について記載をしていませんでしたが、計画期間中の実績が0であるため、それをもとに今期計画の見込み量を設定します。

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労定着支援	利用者見込み数(人)	0	0	0

⑨療養介護

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
療養介護	利用者数(人)	0	0	1	0	1	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	365	0	365	0

目標値に達していませんが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
療養介護	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

⑩短期入所（福祉型）

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実施も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
短期入所 (福祉型)	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

⑪短期入所（医療型）

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
短期入所 （医療型）	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 （時間/月）	0	0	0	0	0	0

目標値が0で、実施も0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
短期入所 （医療型）	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 （時間/月）	0	0	0

【日中活動系、訓練・就労系サービス確保のための方策】

町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

本町では人材確保およびサービスの質的向上と並行して、町内の通所介護を提供する事業者と協議を行い、共生型サービスへの移行による日中活動系サービスの確保を検討します。

(3) 居住系、入所系サービス

名称	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方で一人暮らしを希望する方等	定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、日常生活に課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援します。
共同生活援助	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において共同生活住居での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

①自立生活援助

前期計画では見込み量について記載をしていませんでしたが、計画期間中の実績が0であるため、それをもとに今期計画の見込み量を設定します。

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立生活援助	利用者見込み数(人)	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)	15	13	15	14	15	15

町外の施設利用ではありますが、目標値と同等であるためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
共同生活援助 (グループホーム)	利用者見込み数(人)	14	14	14

③施設入所支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
施設入所支援	利用者数(人)	15	13	15	14	15	14

町外の施設利用ではありますが、目標値と同等であるためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
施設入所支援	利用者見込み数(人)	15	15	15

【居住系、入所系サービス確保のための方策】

施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

名称	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する 18歳以上の障がい者	サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合は、計画相談支援給付費または障がい児童相談支援給付費を支給します。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費を支給します。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行った場合は地域定着支援サービス費を支給します。

①計画相談支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	利用者数(人)	28	30	28	29	28	29

目標値に達しており、また、事業が円滑に実施されているため、A評価としています。

A	B	C
○		

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
計画相談支援	利用者見込み数(人)	29	29	29

②地域移行支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
地域移行支援	利用者数(人)	0	0	1	0	1	0

目標値に達していませんが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
地域移行支援	利用者見込み数(人)	0	0	0

③地域定着支援

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
地域定着支援	利用者数(人)	0	0	1	0	1	0

目標値に達していませんが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
地域定着支援	利用者見込み数(人)	0	0	0

【相談支援サービス確保のための方策】

医療機関や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所などと連携し、必要な支援を行います。

2. 障がい児支援に関するサービスの見込み量

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害区分認定申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。また、障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

区分	名称	主な対象者	サービス内容
障害児通所系サービス	児童発達支援	小学校就学前の障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	小学校就学前の肢体不自由のある児童	児童発達支援及び治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がいのある児童	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。
障害児訪問系サービス	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	障がいのある児童	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅訪問して、発達支援を行います。
障害児入所系サービス	障害児入所支援（福祉型・医療型）	障がいのある児童	障害児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行うものです。
障害児相談支援サービス	障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	利用者数(人)	1	0	1	0	2	0
	サービス量 (人日/月)	10	0	10	0	10	0

目標値に達していませんが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
児童発達支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

② 医療型児童発達支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
医療型 児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

目標値は設定していませんが、実績がなく地域内に利用施設がないため、進捗していないと判断してC評価としています。

A	B	C
		○

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
医療型 児童発達支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0
	サービス量 (人日/月)	10	0	10	0	10	0

目標値に達しておらず、実績がなく地域内に利用施設がないため、進捗していないと判断してC評価としています。

A	B	C
		○

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
放課後等 デイサービス	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 (時間/月)	0	0	0

④保育所等訪問支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	見込み
保育所等 訪問支援	利用者数（人）	1	0	1	0	1	0
	サービス量 （人日／月）	23	0	23	0	23	0

目標値に達していないが、実績が0のためB評価としています。

A	B	C
	○	

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
保育所等 訪問支援	利用者見込み数(人)	0	0	0
	サービス見込み量 （時間／月）	0	0	0

(2) 障害児相談支援

【前期計画の評価】

サービス	数量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	見込み
障害児相談支援	利用者数（人）	1	1	1	1	1	0

令和3年度、令和4年度は目標値に達しており、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

A	B	C
○		

【今期計画の見込み量】

サービス	数量	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害児相談支援	利用者見込み数(人)	0	0	0

【サービス確保のための方策】

町内にサービス提供事業所がないため、町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

3. 地域生活支援事業の見込み量

障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に事業を実施します。

この事業は、障がい者の福祉の増進を図るとともに、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必ず実施する必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業があります。

本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

名称	実施事業	
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	
	(2) 自発的活動支援事業	
	(3) 相談支援事業	ア) 基幹相談支援センター等強化事業 イ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	(4) 成年後見制度利用支援事業	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	
	(6) 意思疎通支援事業	
	(7) 日常生活用具給付事業	
	(8) 手話奉仕員養成研修事業	
	(9) 移動支援事業	
	(10) 地域活動支援センター事業	
任意事業	日常生活支援	(1) 訪問入浴サービス
	社会参加支援	(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等
	権利擁護支援	(3) 成年後見制度普及啓発
		(4) 障害者虐待防止対策支援

「第7期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」では、令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業のサービス見込量を以下のとおりとします。

見込みの数値は、障害福祉サービスと同様に、人口や障がい者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ及びサービス提供事業所の提供体制により設定しました。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業	回	2	0	2	0	2	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
理解促進研修・啓発事業	回	2	2	2

【サービス確保のための方策】

障がいのある人に対する住民の理解を深めるため、広報等を活用した啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	見込み
自発的活動支援事業	回	2	0	2	0	2	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
自発的活動支援事業	回	2	2	2

【サービス確保のための方策】

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、ボランティア活動等)を支援します。

③相談支援事業

障がい者や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助等を行います。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者 相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
障害者 相談支援事業	箇所	1	1	1

【サービス確保のための方策】

地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成します。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
成年後見制度利 用支援事業	人	1	0	1	0	1	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
成年後見制度 利用支援事業	人	1	1	1

【サービス確保のための方策】

広報等により、成年後見制度の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【サービス確保のための方策】

利用の希望があった場合、検討・対応を行います

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	2	0	2	0	2	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

【サービス確保のための方策】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人長崎県ろうあ協会への委託により、派遣事業を行います。

⑦日常生活用具給付事業

障がい者に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	件	1	0	1	0	1	0
在宅療養等支援用具	件	1	2	1	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1	1	1	0
排泄管理支援用具	件	36	33	36	24	36	24
居宅生活動作補助用具	件	1	0	1	0	1	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	24	24	24
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

【サービス確保のための方策】

日常生活用具を必要とする障がい者等に対して、適切な支給を行うことで、日常生活上の便宜を図っていきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や広報活動等、障がい者に対する支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話奉仕員養成研修事業	人	2	0	2	0	2	0

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
手話奉仕員養成研修事業	人	2	2	2

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて検討します。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
移動支援事業	実利用者数(人)	3	2	3	2	3	2
	時間	180	6	180	4	180	36

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
移動支援事業	実利用者数(人)	2	2	2

【サービス確保のための方策】

町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

障がい者が通い、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供します。

【前期計画の評価】

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【今期計画の見込み量】

サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1

【サービス確保のための方策】

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて検討します。

②スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催します。

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて、検討・実施します。

③成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行い、障害者の権利擁護を図ります。

【サービス確保のための方策】

サービスを必要とする人に行き届くよう周知します。

④障害者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、連携協力体制の整備、普及啓発等を行います。

【サービス確保のための方策】

関係機関と連携し、充実に努めます。

第7章 小値賀町独自の施策の展開

(1) 医療費や経済的な支援

取組	内容	担当課
福祉医療	障がい者、乳幼児、こども、母子家庭における母と子、父子家庭における寡婦等に対し医療費の一部を支給。	福祉事務所
小値賀町すくすく発達応援補助金	発達促進のための訓練が必要だと判断される児童並びに介護者に対し、島外医療機関等への訓練や通院に要する交通費を助成。	福祉事務所
小値賀町人工透析患者通院費補助金	人工透析が必要な対象者に対し、島外医療機関への通院に要する交通費及び宿泊費を一部助成。	福祉事務所

(2) 協議の場

取組	内容	担当課
地域ケア会議 専門部会	認知症・障害・発達分野の会議を開催し、各関係機関との連携を強化。 また、会議内で地域課題の抽出や整理を行い、よりよい地域になるための意見交換の場として活用。	福祉事務所
地域ケア会議 個別ケース検討会議	地域で支援が必要で支援に困難感を抱えている方を対象に各関係機関が集まり支援方法について話し合う場。関係機関等の円滑な連携協力を確保。	福祉事務所

(3) 本人及び家族へのサポート

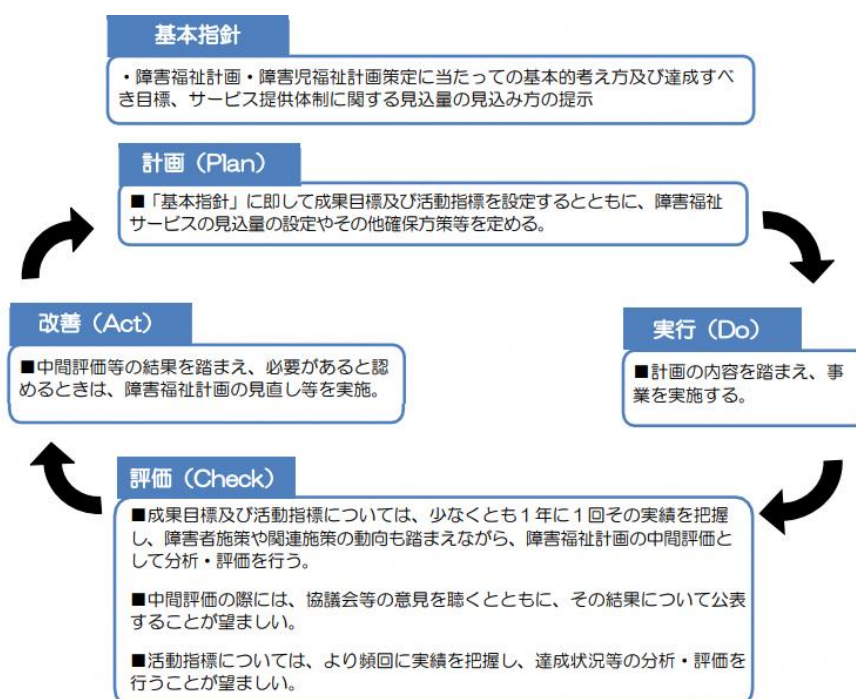
名称	内容	担当課
発達支援教室 (たのトレ)	心身の発達が気になりな児童に対して、発達を促すための支援及び療育上の不安軽減のための支援を実施。発達を促すための支援は主にSST・感覚統合療法・音楽療法等それぞれの特性に合った支援を実施。	住民課
相談支援	【電話及び窓口での相談】 発達や精神疾患等に関する相談支援を実施。 必要に応じて各種情報提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題解決に向けたサポートを実施。	健康管理センター
	【LINEでの相談】 発達や困り感のある0歳から小学生の保護者を対象にLINEを使用し相談支援を実施。	住民課
講演会	長崎県精神保健福祉協会共催の元、住民を対象に精神福祉分野の講演会を年に1回開催。	福祉事務所

第8章 計画推進に向けて

1. PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高め、業務の質を高めていく上で重要となります。



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

2. 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。

第9章 資料編

1. 小値賀町障害者自立支援協議会設置要綱

平成 27 年 11 月 20 日告示第 17 号

改正

平成 28 年 12 月 27 日告示第 29 号

小値賀町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 2 の規定に基づき、地域の障害福祉に関する関係者の連携及び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、本町において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うため、小値賀町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要と認めるときに会議を開催し協議を行う。

- (1) 相談支援の協議、調整に関すること。
- (2) 地域課題や困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画等の策定等に関すること。
- (5) 障害者等、保護者又は介護者に係る状況の把握等に関すること。
- (6) 障害者差別解消法第 17 条の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う同法第 18 条第 1 項から第 2 項までに規定する事務に関すること。
- (7) その他障害者の自立と社会参加に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者当事者又は障害者団体等の代表者
- (2) 相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者
- (3) 福祉関係機関、保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関
- (4) 関係行政機関
- (5) その他町長が必要と認める者

(役員)

第4条 協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に招集される協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成28年12月27日告示第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 小値賀町障害者自立支援協議会委員名簿

〈委員〉 R 5.12. 1 から R 7. 3.31 まで

	氏 名	団体名	役職名		備考
1	藤松 功	障害者当事者		1号委員	地域住民代表
2	江川 勉	社会福祉協議会	局長	2号委員	介護保険事業事業所
3	大浦 玲子	憩いの家	主任 指導員	2号委員	障害福祉事業事業所
4	松永 実紀	地域包括支援センター	保健師	2号委員	介護保険事業事業所
5	博多屋 真由美	小値賀町国民健康保険診療所	看護師	3号委員	保健・医療関係者
6	高生加 文枝	小値賀町健康管理センター	看護師	3号委員	保健・医療関係者
7	神崎 健司	教育委員会	係長	3号委員	教育関係者
8	松尾 孝	商工会	課長	3号委員	雇用関係者
9	高口 潤	住民課	係長	4号委員	行政関係者
10	山田 桂子	精神ボランティア		5号委員	地域住民代表

※委員は障害者自立支援協議会設置要綱第3条に基づく構成

1号委員：障害者当事者又は障害者団体等の代表者	1人
2号委員：相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者	3人
3号委員：福祉関係機関、保健・医療機関、教育関係、雇用関係機関	4人
4号委員：関係行政機関	1人
5号委員：その他町長が必要と認める者	1人

3. 用語集

あ行	
一般就労	障がい者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業すること。
NPO	Non profit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などあらゆる分野の民間非営利組織。
か行	
権利擁護	判断能力を欠く、あるいは意思能力の弱い障がい者等の財産の保護や日常生活面での見守りや援助などを行うこと。
グループホーム	地域社会の中にある住宅において数人の障がい者が共同で生活する形態。専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。
合理的配慮	障がい者が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。
さ行	
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。
障害者基本法	身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた、障がい者の「完全参加と平等」を目的とした法律。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律	「障害者雇用促進法」と称される、障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図る事を目的とした法律。障がい者の法定雇用率等を規定している。
障がい程度区分	障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。

成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、意思能力が無い、又は、判断能力が不十分な成年者の為に、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律全般を行うための制度。
た行	
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職親（職業と生活の親代わり）として登録し、知的障がい者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行う制度。
特別支援学校	障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。
な行	
内部障がい	身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がいの7つの障がいの総称。
難病	難病対策要綱において、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。平成25年4月より、障害福祉サービスの対象となった。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するものではなく、障がいのある人もない人も、誰もの個人の尊重を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。
発達障害者支援法	これまで法的な位置づけのなかったアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を発達障がいとし、このよう発達障がいを早期に発見し、発達支援を行う国や地方公共団体の責務を定めた法律で、平成17年4月1日に施行された。
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー-Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアカウンセリング	自立生活運動における仲間が、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。
ピアサポート	同じ症状や悩みを持ち同じような立場にある仲間が、体験を語り合い回復を目指す取組。
法定雇用率	障がい者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならない。
ボランティア	自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人のこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。 児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。
や行	
要支援者	災害時やそのおそれがある場合に、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが困難な重度の障がい者や一人暮らしの高齢者など。
ら行	
レスパイトケア	在宅介護の要介護状態の方が、福祉サービスなどを利用している間、介護している家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

第7期小値賀町障がい福祉計画
第3期小値賀町障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

編集・発行 小値賀町福祉事務所

〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1
TEL : 0959-56-3111 / FAX : 0959-56-4185

発行日 令和6年3月